

平成25年第4回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成25年9月17日（火曜日）

議事日程（第5号）

平成25年9月17日（火）午前10時00分開議

第1 一般質問

第2 佐渡空港・小木航路特別委員会の中間報告

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育委員長	宮川安則君	教育長	小林祐玄君
総合政策監	藤井裕士君	総務課長	計良孝晴君
総合政策課長	大橋幸喜君	行政改革課長	清水忠雄君
世界遺産推進課長	石山勉君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	藤原淳君	交通政策課長	渡邊裕次君

市民生活課	川上達也君	稅務課長	原田道夫君
環境対策課	名畑匡章君	社會福祉課	笠井寛君
高齢福祉課	佐藤一郎君	農林水産課	渡辺竜五君
観光振興課	濱野利夫君	産業振興課	羽生靖君
建設課長	金田一則君	上下水道課	和倉永久君
学校教員課	吉田泉君	社會教育課	小林泰英君
両津病院管理課	塚本寿一君	農業委員會	堀口一男君
農業委員會	長敏宏君	危機管理課	本間聡君
庁舎整備課	鈴木一郎君	契約管理課	計良隆弘君

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

平成25年第4回(9月)定例会 一般質問通告表(9月17日)

順	質 問 事 項	質 問 者
13	<p>1 障がい者差別の改善について 障害者差別解消法が国会で成立し、3年後には施行される予定である。これに先駆けて佐渡市の障がい者差別の実態を調査し、改善への取組みを始めるべきではないか</p> <p>2 佐渡人権展 県内の「いのち・愛・人権展」に代わる佐渡人権展が9月22日、23日に開催されることになったが、更に充実をし、定期的を開催するべきではないか</p> <p>3 図書館整備方針について (1) 「1図書館9分館」の方針の中では「分館」という呼称ではなく、地域図書館と地域図書室は区別し、計画を進めるべきではないか (2) 9分館を支所・行政サービスセンターに移転するのは必要最小限にとどめ、地域図書館は発展性の余地を残すべきではないか (3) 図書館協議会や市民だけではなく、現場の責任を負っている図書館職員の意見を十分に反映させるべきではないか (4) 基幹図書館の郷土資料室に、世界文化遺産、ジ阿斯、ジオパークなどの調査学習ができるように整備を計画しているようだが、このための議論を尽くして計画したのか。真野図書館にスペースをとった方が博物館や現地との動線としてふさわしいのではないか (5) 図書館と学校との連携、協力を推進すべきではないか (6) これまでの図書館費は極端に貧困であった。この問題を教育委員会ではどのように議論してきたのか。佐渡の人材育成には積極的に予算を確保すべきではないか</p>	荒井 眞 理
14	<p>1 改正離島振興法の精神を生かす政治について (1) 改正離島振興法での県離島振興計画に何を反映させたか。また、実効性のあるものとする特別の対策が必要ではないか (2) 海上国道に県の責任を明確化させるべきであり、小木～直江津航路の船舶建造費などの県の対応に問題点はないのか (3) 県が事業主体としてスタートした国府川流域下水道移管問題は、どうなっているのか</p> <p>2 図書館再編計画について問う (1) 説明不足として開催された全地区での意見交換会を経て、図書館再編計画は当初とどう変わったか (2) 市長は、教育委員会の図書館政策や今後の方向について、どのように判断しているか</p>	中 川 直 美

順	質 問 事 項	質 問 者
14	<p>(3) 市長は、地域の図書館、図書室のあり方についての市民の意見をどのようにとらえているのか。また、甲斐市政の文化政策として、どのように発展させるのか</p> <p>3 公契約条例と雇用対策について</p> <p>(1) 平成24年4月18日の市長就任直後の会見で、「まずやらなければならない3K（「過疎」、「観光」、「雇用」）」を複眼的な眼をもって対応する姿勢を表明したが、現時点の状況をどのようにとらえているか認識を問う</p> <p>(2) 公契約条例は、疲弊した地域経済のため、また、公共サービスの質を高めるためにも欠くことのできない状況が生まれている。本年3月議会では、市長も必要な課題で検討する旨の答弁をしているが、どのように研究されているのか答弁を求める</p> <p>(3) 保育士処遇改善について問題はないか</p> <p>(4) 非正規雇用職員待遇等について問題はないか</p> <p>4 「日本一お客様に愛され選んでもらえる島を目指そう」の取組みについて</p> <p>(1) キャッチフレーズ、かけ声と裏腹に、観光関連では対応しきれない状況があるのではないか</p> <p>(2) 3つの世界遺産が強調されているが、竹製品や無名異焼などにも焦点をあてた取組みが必要ではないか。特に無名異焼はジオパーク的要素や佐渡学にも活かせる内容もあり、学校給食の食器などの活用も考えられ、佐渡のアピールとして適切ではないか</p>	中 川 直 美
15	<p>1 国境離島市長としての北方領土問題に対する見解</p> <p>2 交付税一本算定に向けての財政計画</p> <p>(1) 平成31年度までの人口・市税・交付税・市債・予算規模等の推計</p> <p>(2) 市税等未収金の具体的解消策</p> <p>(3) 三役の報酬を削減して、自ら改革の姿勢を示すべきではないか</p> <p>3 農林政策</p> <p>(1) 平成25年産米の仮渡金大幅引下げに対する市長所見</p> <p>(2) 休耕地における促成桐栽培の可能性と、国内クレジット制度及びJ－V E R制度の内容</p> <p>(3) サドガライト（仮称：モミガラ＋竹粉燃料）の特許取得を目指すべき</p> <p>4 津波対策</p> <p>(1) 避難ビル指定の進捗状況</p> <p>(2) 津波避難カルテの必要性</p> <p>(3) 本庁舎の災害対策本部としての安全性（1F・2F・3Fの海拔）</p>	近 藤 和 義

順	質 問 事 項	質 問 者
15	5 国府川流域下水道移管にかかる佐渡市負担の、県との交渉の進捗状況 6 平成26年度の図書購入予算額の見込み 7 障害者手帳交付申請手続きと周知方法 8 先天性風疹症候群発症防止対策の現状 9 路線バスは本庁ロータリーに回すべき	近 藤 和 義

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（祝 優雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いをします。

荒井眞理さんの一般質問を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） おはようございます。無党派の荒井眞理です。早速ですが、通告に従って大きく分けて3つのことについてご質問させていただきます。

まず、1つ目は障がい者差別の改善についてお伺いいたします。さきの6月の通常国会で、障がい者差別の禁止を目的とした2つの法案が可決されました。1つは、既に施行されている障害者雇用促進法の改正案で、もう一つは障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律という新しいもの、短くした略称は障害者差別解消法です。この耳新しい障害者差別解消法は、雇用に限らず負担の分野でも障がいの有無にかかわらない共生社会の実現を目指し、障がいを理由にした差別の解消に取り組もうとするものです。行政機関等及び事業者に対して障がいを理由とする不当な差別的扱いの禁止を義務づけ、また行政機関等に対しては過重な負担でない限り社会的障壁を除くための合理的配慮義務を課しています。ちょっと難しくても済みません。これらの法律は、ともに2016年4月からの施行が予定されていますが、あと約3年も待たず、これに先駆けて佐渡市の取り組みを始めませんか。というのも、6月議会の一般質問の障害者虐待防止法についてお尋ねしたときにも確認いたしました、佐渡市は障がいを持つ人の割合が高いという現実を持っています。社会の中に自分を受け入れてくれる場所がない、差別されている、配慮されていないと感じている障がいを持つ当事者の方が多くおられることも私が実感しております。そこで、一日も早く障がいを持つ人たちにとって安心なここに住んでいてよかったと思える佐渡にするために、まず障がい者差別の実態を調査し、改善に向けて努力を始めるべきではないかと考えますが、佐渡市のお考えをお聞かせください。

2つ目の質問ですが、ミニ人権展である佐渡人権展についてのお伺いです。まずは、この9月22日から23日に県内のいのち・愛・人権展にかわる佐渡人権展が開催される運びになり、佐渡の歴史始まって以来初の人権展開催はすばらしい出発を切りましたことをお喜び申し上げます。昨年9月の議会で、私が人生で初めてこの一般質問の場に立ち、初めて質問をさせていただいたのはこのミニ人権展開催の件でした。全ての者にとって初めての経験であり、行政でご担当された方々始め、関係者の皆様にはさまざまにご苦労されたことと思いますが、そのご努力に改めて感謝申し上げます。22日日曜日には、いじめやひきこもりの問題をテーマにした子供の人権を考える講演会に子供時代いじめに遭い、学校に行けずに成績がオール1で落ちこぼれたにもかかわらず、成人してから大学に行き直して高校教師になったことで有名な宮本延春さんが来られ、講演会前のオープニングでは佐渡の春駒の上演がされるということで、私も楽しみに

しております。さて、開催は今度の日曜、月曜とまだなのですが、初めての経験ですので、準備段階で既に幾つかの改善点があることも共有し、今後の開催に向けさらなる充実を目指していただきたいと思っております。

そこで、幾つかの点についてお尋ねをします。感性豊かな子供たちへの人権教育の機会としてもっと生かすことができると思います。学校の授業内では、あれもこれも多岐にわたる人権に触れることが難しい中、休日に開催されるこの佐渡人権展の活用が期待されますが、その可能性はいかがお考えでしょうか。

また、もともといのち・愛・人権展のミニ版として開催することを主としていたはずですが、当初告げられた計画を聞きますと人権講演会だけが先に決まり、パネル展に関しては場所も日程も配慮されていませんでした。これまで毎年人権ネットワークで人権講演会を主催してこられた経緯が一方であることは承知しておりますが、人権展の趣旨はあくまでも多岐にわたる人権の問題、さまざまな差別の問題について理解を深めること、そのためのパネルなどによる展示が主であると考えますが、いかがでしょうか。そのようなボタンのかけ違いが起こった原因として考えられることがあります。昨年9月に実行委員会形式で行うと答弁をいただきましたが、実際は実行委員会が開催される前に既に日程、講演内容、講演者など多くの重要なことが決定されていたのではないのでしょうか。なぜそのようなことになってしまったのか不思議に思います。まず、実行委員会を立ち上げるべきだったと考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、いろいろ無理が生じる一番の原因は、予算が10万円しかなかったことにもあったと考えられます。県からは、人権啓発や問題の取り組みのために佐渡市に幾らの予算がおりていますか。その中からもっと配分することはできなかったのでしょうか。人権展に関して最後のお尋ねになりますが、さまざまな問題があったとしても、結果的にはこの佐渡人権展は取り組んだだけの成果を十分に発揮するものと期待しておりますが、佐渡に人権の問題、差別の問題がある限り今後も定期的に人権展を開催するべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

大きい3つ目の最後の質問になります。図書館整備方針について、細かくは6点に分けてご質問いたします。さきの6月で私がこの件に関して質問して以来、教育委員会が3回開催されており、未定稿ではありますが、その未定稿議事録の図書館に関するところは全て読ませていただきました。図書館整備方針をまだ詰めておられる最中でありますので、きょうは教育委員長にもご出席をお願いして質問させていただきます。まず1つ目、かつての1図書館9図書室というのは改まりましたが、教育委員会で決めた方針、1図書館9分館では分館という呼称ではなく、地区図書館と地区図書室は区別して計画を進めるべきではないのでしょうか。教育委員会の中でも地区図書館が図書室に格下げされた扱いになるのではと懸念する発言も書かれていました。また、市民の多くの方がこのことを今も懸念しています。

2つ目、整備計画案の中では一律に9分館を支所、行政サービスセンターに移転すると書かれていますが。これは、しかし9分館全てではなく、必要最小限にとどめ、地区図書館は発展性の余地を残すべきではないでしょうか。法的には図書館と図書室を明確に定義したものはないと言われてはいますが、事実上佐渡市内の地区図書館は図書室とは異なる活動や規模を持っています。その実態をなぜ踏まえないのか、多くの市民がこの点に疑問を持ち続けています。

3つ目、整備計画案の中には、今後図書館協議会や市民の意見を聞くとありますが、現場の責任を負っている図書館職員の意見こそ十分に反映させるべきではないのでしょうか。これまでも地区図書館、図書室

を担当している現場の職員の生の声を整備方針や計画に生かしてこられたでしょうか。これは地区の図書館職員の声を反映しましたという声は、教育委員会のほうから残念ながら一度も聞いたことがありません。なぜこんなにも現場を知る図書館職員たちの声を聞かずにやっこられるのか、その感覚は市民には全く理解できません。

4つ目、基幹図書館の郷土資料室に世界文化遺産、ジラス、ジオパークなどの調査、学習ができるように整備を計画していると書かれていますが、このための議論を果たしてここにこのような計画案としてのっているのでしょうか。実際真野図書館にスペースをとったほうが博物館や、あるいはジラス、ジオパーク、世界遺産の現場との動線としてふさわしいのではないのでしょうか。

5つ目、整備計画を立てるための佐渡の図書館の課題というものがありますけれども、その中には図書館と学校の連携、教育というものがうたわれていませんでした。しかし、この学校と図書館の連携、協力というのは一体十分にできているのでしょうか。もっとこれを推進するべきではないかと思ひます。このこともお尋ねいたします。

6つ目、最後になりますが、これまでの図書館費は極端に貧困でありました。6月議会で2つの統計資料を配付いたしました。この問題を教育委員会ではどのように議論してこられたのでしょうか。佐渡の人材育成には、積極的に予算を確保するべきではないのでしょうか。これについては、教育委員長のご答弁を願ひます。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さんの一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、荒井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、障がい者差別の問題であります。私は、障がいはその人にとって障がいではなく、個性であるというのが私の基本的な考え方でありまひす。昨日もあの大荒れの台風の中、新穂におきまして障がい者のスポーツ大会が行われまひました。佐渡から3名の人々が今後全国のスポーツ大会に参加選手として出席するということになりました。それほど皆さんが一生懸命やっっているわけでありまひす。佐渡市といたしましては、障がいを理由とする差別の解消、その推進に関する法律ができていっるわけでありまひすが、これは28年の4月1日施行ということになっておひります。障がいを理由とする差別の解消の推進に関しまして、当事者や団体とか、あるいは家族会、いっるんな方々、関係機関と連携をとりながら市内の実態把握を努めるとともに、佐渡市地域自立支援協議会で必要な対応について検討を行ってまいりまひすし、今時点でもその準備をいたしているところでありまひす。特に今回の28年4月1日までの間やっていかなければならぬことは、3点あるというふうにおひります。1点は、相談解決の体制整備でありまひす。今回の法律を見てみまひすと、紛争解決ということが強くうたわれていっるようございまひす。したがいまひして、従来の我々の関係機関ということに加いまひして、法律の専門家であるとか、あるいは警察というやんなものがここの中に入っていかなければならぬなというふうにおひりますので、この調整をまひず28年までには進めていかなければならぬなと思ひていまひす。もう一つは、障壁の除去のためのどういっるところが問題があるのかということをおひ点検をしなければならぬなと思ひていまひす。これは、市が所有している施設を中心とし

てでありますけれども、そういうものについてどこに問題があるかということ点を点検するというのが2番目だと思っています。3番目については、こういう状況の中で、私が冒頭申し上げましたが、これは個性であるということである。そういうことからしまして、市民の人たち、特に教育あるいは家庭において啓発というものをこれから進めていかなければならない。その準備をやっていくというのが私は3点、28年4月1日までにやらなければならないことだというふうに考えておりまして、現社会福祉課のほうでも準備を今進めているところでございます。

次に、佐渡人権展の問題であります。これは、内容の詳細については市民生活課長に説明をさせますが、この人権展は全県規模で開催されるいのち・愛・人権展に倣いまして、佐渡地域の人権啓発を図るため実施するものでありまして、今年22日と23日に新穂のトキのむら元気館を会場に開催をいたすことにいたしております。ご存じだと思いますが、初日はいじめ問題や子供の人権をテーマに人権啓発講演会を行うとともに、2日間にわたりますので、いじめ根絶あるいは同和教育、拉致問題を中心に佐渡人権啓発活動地域ネットワーク活動や佐渡市人権啓発推進計画等のパネル展を開催してまいりたいということでもあります。議員のほうからいろんなご指摘をいただきましたが、このような人権展というのは佐渡市で初めての開催でございます。したがって、何回も何十回もやったということになればいろんな問題点が生じ、それを一つ一つ解決し、次の段階でさらにグレードアップをするということでもありますけれども、今回の場合は佐渡市で初めてということもございますので、至らぬ点はあるかと思いますが、これは一つ一つ解決をしていかなければならないもの、初めからパーフェクトというのはあり得ないと思っています。特にこれについては、子供たちからパネル展等も見てもらおうということについてはぜひお願いをしたいというふうに考えておるところであります。

次に、図書館の整備方針であります。私も教育委員会のほうから、図書館の必要性等については私はわかっていないので、これからいろいろとレクを受けながら、私自身の図書館、図書というものについての考え方をまとめますということについては前の議会でもご答弁を申し上げたところであります。いろいろと話を聞かせていただきました。まだ整備方針については詰まっていないようでもありますけれども、いわゆる図書の内容、質の充実ということについて東京のど真ん中に住んでいようと、この佐渡に住んでいようともし同じレベルのところまで教養とか知識というものは持っていかなければならない。そのための必要なものであるということで図書の内容、質の充実ということは指示をいたしました。もう一つは、それをただ見るだけではなくて、どう活用するかという効率的に活用できる体制の整備というのはやってくださいよということは申し上げたわけでありまして、この2つについては、私は基本的にそういう考えでいきたいと思っております。もう1点、2点申し上げたのは、1つは中央図書館の問題であります。あそこにあるのが本当に正しいのかどうか、救急車がしょっちゅう出たり入ったりするようなどころで本当にあそこで中央図書館たる意義があるのかどうかということについて話をいたしました、整備をする段階で。それから、もう一つは他のものについては、中央図書館以外のものについては、私はこれから高齢化がどんどん進んでいくという中においてなるべくコンパクトな、つまりコンパクトというのは規模という意味ではなくて、都市政策におけるコンパクトシティ構想のようになるべく1カ所に集まって、そこへ行くとか何でも用事が足せるというような方向ということも考えてくださいよ、全てがそういうふうにはならぬだろうけれども、そういう方向は考えてくれということをお願いしてきたところでございます。それについての

中身については、教育委員会から説明を申し上げます。今私が申し上げたのが図書館に関する方向でございますので、教育委員会教育長のほうから説明を申し上げます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） おはようございます。それでは、私のほうで先に1番から5番までの件について答弁をさせていただきます。

1点目の件なのですが、現在市の図書館は中央図書館1館で他の9館は中央図書館に附属する分館というように位置づけをしております。分館は地区図書館と図書室という名称で設置をしておりますが、法律上での名称による差異はないように思っております。違いは休館の曜日が違うことと開館時間が違うというようなことでございまして、それ以外は大きな違いはないというように捉えております。今後の図書館の整備方針におきましては、休館曜日とか開館時間についても地域の特性や利用状況等を考慮して見直すことを計画しておりますので、地区図書館と図書室を区分する必要はないのかというように今のところ思っております。

次に、2番目のご質問に対してなのですが、図書館では知識や教養などを培うためには一定の蔵書量、本の数、それからレファレンスサービス、それを説明する人、その2点が最も重要であろうというように捉えております。特に離島である佐渡は、広大な面積の中で高齢化が進む等の条件が不利であることから、いつでもどこでも誰でもを基本に情報や知識、教養の醸成の手段である図書等に接する機会をつくる必要がある、そのように思っております。このため、今後の方針としましては地域の活性化の拠点として支所、行政サービスセンターを置きましてコンパクト化を目指すということでございまして、そういうものと連携をしながら一体的に図書館を設置することを基本としたいというように思います。だから、ご提案の場所はどこかということも確かに大事なことなのですが、まずは蔵書数の充実と職員の配置というものを検討しまして、さらにはスペースの確保を関係課と協議をしているところでございます。

また、方針の作成に当たりましては、現に図書館に勤めている職員の意見を聞きながら、教育委員会で判断し、進めております。

次に、4番目のご質問なのですが、図書館の行政資料や調査研究やレファレンスに活用することが多く、現在は中央図書館の正規職員が対応しております。現在分散している行政資料や郷土資料を中央図書館に集中し、知識や経験のある職員が1カ所で調査研究やレファレンスに対応するほうが利用者にとって利便性の高いというように私たち考えておまして、できれば中央図書館に設置する、そういう方針にしています。

最後に、5つ目の学校との連携という件なのですが、図書館法とか、それから学校図書館法、その両方ともそれぞれ関係する機関と連携をとりなさいというように言っておりますので、そのことは進めていきたいというように思います。現在市内の図書館においては、学校への団体貸し出しや読み聞かせのほか、児童生徒の図書館訪問や中学生の職場体験の受け入れ等を行っております、その部分では一定の効果が上がっているかなと、そのように思っております。今後も連携や協力を拡大することは必要であると思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 宮川教育委員長の答弁を許します。

○教育委員長（宮川安則君） おはようございます。前段の5つにつきましては、今教育長のほうから答弁がありましたので、私6つ目の図書館の整備方針についてお答えしたいというふうに思います。

図書館について教育委員会によって何らかの議論があったのかという図書館費、ご質問がありました。6月の議会では、荒井議員から資料をいただいておりますので、それらを見ながらどうあるべきかという話はしましたが、具体的に数字を挙げてどうこうというところまではいきませんでした。図書館につきまして大きく分類しますと2つあります。1つは施設維持管理費、もう一つは資料購入費に分かれています。施設維持管理費のほうは最大の効果を最少の経費で運営するよう、そういう方針で頑張っております。また、一方図書購入費についてであります。平成22年度に実は住民生活に光をそそぐ交付金、いわゆる光交付金というのがあります。これを充当させていただいております。このときに補正予算との説明をあわせて担当課から受けておりましたので、教育委員会としてはその活用について意見を述べさせていただきました。また、この予算は平成23年度に繰越して執行しておりますので、その金額は総額で約8,700万円となっております。そのうち図書購入費には約2,760万円で、このときに不足している図書費を相当数購入しました。平成24年度、25年度については予算額を節減しています。予算額は県内においても少ない現状であります。蔵書数は多いかなというふうに、荒井議員からもらった資料を見てもそのことが言えるのではないかなというふうに思っております。したがって、極端に貧困ではないのではないかなというふうに私感じております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 補足説明を許します。

川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） 説明いたします。5点ほど補足説明させていただきます。

1点目、佐渡人権展のことですが、子供たちの教育の場として活用していただきたいということにつきましては、今回の人権展につきましては講演会につきましては、子供の人権、いじめの問題をテーマとしたものでございます。教育の場としてのその活用という点では、島内の全小中学校、それから高等学校、それから特別支援学校に対しまして児童生徒さん及びそのご家庭への周知を行っております。関心の高いテーマであることから、多くの保護者あるいはお子さんが来場していただけるものと考えております。

2点目のいのち・愛・人権展のミニ人権展としての位置づけから展示内容を充実すべきとの点でございますけれども、今回パネル展につきましてはいじめ根絶、同和教育、それから拉致問題といった3点を主要なテーマといたしまして、市内の学校でのいじめに対する取り組み、あるいは市の人権関係のパネルの展示を行う予定でおります。

3点目の実行委員会形式といいながらそういう体制にはなっていないというご指摘でございますが、そういう課題がございます。否めない部分がございます。しかしながら、今回のテーマに関する各団体と打ち合わせを行って、それぞれの機関、団体の意向に沿った形で進めさせていただいております。

それから、予算の関係でございますけれども、今回の人権展についてはパネル展示、それから関係資料の閲覧等を予定しておりますし、もちろん講演会も含まれておりますけれども、いのち・愛・人権展並みの規模の人権展についてはとても一度にそういった開催が可能というふうには考えておりませんでした。

で、まずそういったテーマを絞った佐渡の……総花的にならないような形で限られた予算の中で行うものでございます。

それから、5点目のさらなる充実をして定期的を開催するべきではないかという点でございますけれども、この点につきましては今回の実施状況等を踏まえて、具体的なことについては開催に当たりました関係機関、団体のご意見を聞きながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さんの質問を許します。

○2番（荒井眞理君） それぞれのご答弁ありがとうございました。まず、障がい者差別について、これから佐渡市でぜひ進めていただきたいと思っておりますし、市長の言葉から障がいは個性であるというふうを受けとめているという言葉をお聞きして大変うれしく思います。私もそのように思っておりますので、これは一つの個性として社会に必ずそれぞれ役に立つものであるということ、当事者の方々が自信を持って思えるような佐渡市にしていきたいと思っております。実際私は、実態調査をお願いしますということを上げましたけれども、実態調査を受けることで今まで障がい者差別というのを長年受けてきているので、当事者はそれがなれっこになっていて、自分で本当に差別を受けているという自覚がなかったり、あるいはもうだめだと諦めていることがあります。これを実態調査を受けることで、自分が受けているというのは実は差別なのだとか改めて気がついたり、こういうことに取り組みが始まったんだったら諦めることはないとか希望を持っていただくことになるかと思っております。できるだけ多くの当事者と、それから自立できない、なかなか難しい障がい者の方々もおられますので、そのご家族の方々にもできるだけ早くそれぞれの障がいに合った形でアンケートなり相談活動なりをして実態調査をお願いしたいと思っておりますが、その辺は積極的に検討していただけますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 説明を求めます。

笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） おはようございます。ご説明いたします。

先ほど市長から答弁がありましたように、関係各機関と検討しながら実態把握に努めていきたいと思っております。特に相談支援事業所等と連携を図りながら、今後とも情報収集に努めてまいりたいと思っておりますし、アンケート等につきましても今後勉強させていただきまして検討したいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ぜひよろしく願いいたします。既に障がいを持っている人たちのために配慮することというのは、ひいてはあすの私たちのためでもあると言えます。これは決して特別なことではなくて、全ての人の利益になるという視点でぜひ積極的に配慮をお願いしたいと思います。

しかし、ちょっと佐渡市の対応に私も苦言を呈したいというところがあるのですけれども、この7月に佐渡市の職員の募集をかけておられました。その中で初めて堂々と障がいを持っている方の枠もありますという募集がありまして、それは大変喜ばしいことで非常に歓迎しておりますけれども、ただそこに障がい枠には障がいの条件がついていたのです。それはどのような条件をつけておられたのでしょうか。なぜなのでしょう。

○議長（祝 優雄君） 計良総務課長の説明を許します。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

今ほど議員からも話がありましたが、今年度から障がい者枠を設けてまいりました。それで、ことしから初めての試みではありますが、一般事務ということで募集をしておりますし、その条件といたしましては活字印刷文字による出題に対応できる人というようなこと、あと年齢要件ということで自力で通勤できる方ということが条件になっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 仕事の内容の条件ではなくて、今お聞きしたのは障がいについての条件というのをお聞きしたのです。どういう枠の障がいというふうにくくっておられましたか。

○議長（祝 優雄君） 説明を許します。

総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

身体ということで考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私もほかの自治体がどういう方を雇っておられるかなと思って調べまして、やはり身体の方に限るとい自治体は確かにほかにもあったのですが、ただ法律を見ますと身体、知的、精神というところには区分がないのです。佐渡市は、ちょっとまだおっかなびっくりしておられるのかなというふうに思います。市民厚生常任委員会で5月の行政視察に北海道の浦河べてるの家というところに行つてまいりました。そこは、精神障がいを持っておられる方々の共同住宅、ケア、そしてお金を自分たちで稼ぐというような、そのような共同体を形成しておられます。私たちも行って、この方はボランティアの方かななんて思っていたら、そういう方々が全員精神障がいを持っている当事者であられたので、非常に驚きました。ですので、今こうやって佐渡市が新しい一步を踏み出して、障がい者の方の枠をつくってくださいましたけれども、身体というふうに限らずに思い切って実態を知っていただければほかの障がいの方々も採用できるということがわかると思いますので、これからまた新たな一步を踏み出していきたいと思つます。あと、この法ができて、新潟市はこの法に対してどういう取り組みをしているかというのをご存じでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

新潟市のほうでは、条例の制定を進めているというふうに伺っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ありがとうございます。確かに新潟市は、これを同じ市とはいっても政令市ですから、大分規模は違いますけれども、積極的に条例をつくっていかれるということです。市長も先ほど平成28年の4月1日までにいろいろな取り組みをするというふうにされていまして、ぜひ法整備もあわせながら、市の条例もあわせながらまた考えていただけたらと思つます。

それでは、佐渡人權展のほうに移らせていただきます。本当に初めてのことで、本来県規模でしている

ことを1つの市の中でしょうということは、私も一緒に準備をしている中の一人なので、なかなか大変だということは自分でも実感しております。ただ、先ほどちょっと認識が違うなというところ、幾つか来年以降開催するときには同じ轍を踏まないでいただきたいと思うことは、一番大事なのはやっぱりいつ開くのか、どのような規模でどこでやるのかということです。また、何をテーマに置くのかということで、それが最初に関係団体に問い合わせもないまま佐渡市が先に決めてしまったというところはやはりちょっと問題だったと思います。殊に今回初めてで、パネル展を中心に人権展というの行うにもかかわらず、パネルの準備が果たして9月なんかで間に合うのだろうかというところに対して本当に配慮がなかったかと思えます。今後ことしつくったものとかいろいろあるとはいえ、やはり先ほど課長が3つの点に絞ってパネル展は準備したといいますが、人権の分野というのは3つに限られない、これからもいろいろな佐渡独自のパネルをつくっていかねばなりませんので、やはりそれにかかわるパネルをつくったりする全員でまず最初に実行委員会を立ち上げるべきだったのではないかと思います。今後のお考えとしていかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） 説明いたします。

議員おっしゃられるとおり、いのち・愛・人権展のミニ版というようなお考えですとパネル展が中心になり、テーマの中で講演会を持ってくるというようなことでございますけれども、今回のほうは予算を組む段階で講演会を中心にパネル展という考え方で私どもとしてはおりました。実行委員会といいますが、関係機関の団体お集まりいただいた中で意見として私どもとしてはこういった方向でということで、その中で委員会のメンバーの総意の中で一応実行の形を決めさせていただいております。今回はそういう形になりましたけれども、次回そういったものを開く際には、先ほども申しましたけれども、実施状況を踏まえまして、またさらに検討してまいりたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 今回は、ぜひ重要なことが決まる前に実行委員会を立ち上げてしていただきたいと思えます。今ほどご答弁の中に講演会を中心にパネル展を考えていたとおっしゃられていたのですが、一番最初、これ日にちほどのくらいをお考えで提案されておられましたか。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

いのち・愛・人権展の規模ですと1週間程度というようなことでございますけれども、当方としてはその半分といえますか、二、三日というふうな規模で考えておりました。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 最終的には二、三日とお考えになったのかもしれないのですが、一番最初は何日というふうにおっしゃっていましたか。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

講演会とパネル展を同時に開催するというので、パネル展の規模をテーマを絞った形ということで1日というふうな考えもございました。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうですね。最初1日ということで非常に驚きました。それも朝からではなくて午後なのです。それで一体どうやって講演も聞いてパネルを見るのだろうかというふうに関係者の団体の方々は本当に驚きました。やはり先ほどから講演を中心にパネル展とおっしゃいますし、パネル、パネルというふうにおっしゃっていますので、本当に市民に見てもらいたいのであればパネルというのはつくるのも大変ですし、設置するのも大変です。それを1日といいながら半日で外してしまうような発想ではなく、先ほどおっしゃったようなのち・愛・人権展なら1週間、その半分の二、三日というところをこれからもぜひしっかりと最初から計画していただきたいと思いますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

内容、それから開催期間含めまして、先ほど申しましたような今回の検証を踏まえまして関係団体で検討させていただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、予算のことを改めてお尋ねいたします。

県から人権啓発予算として130万円ほどおりているというふうにお伺いしましたが、これはおりてきているのでしょうか。どういうふうに配分されておられますか。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

議員言われましたネットワークの予算ですけれども、このネットワークといいますのは佐渡市の人権擁護委員協議会、法務局主管ですけれども、それから新潟地方法務局佐渡支局、それから佐渡市と3者で人権啓発活動のネットワーク協議会というものを構成しております。これにつきましては、国のほうから人権啓発活動の委託事業という形で各法務局の支局単位で予算が割り振られております。佐渡市の場合、法務局佐渡支局と関係する自治体は佐渡市だけのみですので、その予算が佐渡市におりてまいります。その予算が120万円だったかと思っておりますけれども、その予算につきましては人権啓発講演会あるいは人権花の運動といった形で人権擁護委員さんの啓発活動等に組み込まれております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今回会計を縮めてみないと実際どのくらい本当に必要だったのか、10万円で余るといえるのではないと思うのですが、どのくらい不足したのかというのはわからないと思います。実際ちよつと広報にかかる経費が少なかったのではないかなと思います。ここにチラシを持ってまいりましたけれども、これを私もいろんな人に配ったり見せたりしていますが、初めて見たとか知らないという方が多いのです。かなりがっかりしていますが、広報にはどのくらいお金をかけたのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

細かい金額まで今確定しておりませんが、30万円前後というふうを考えております。チラシばかりでなく、ポスターを作成しております。その費用が大きな部分を占めております。チラシにつきまして

は5,000枚を刷りまして、先ほども言いましたように学校関係、それから、ポスター掲示されている場所、市役所にも置いてありますけれども、そういった形で広報を図っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 30万円とおっしゃいましたね。濟みません、もう一度お聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） 細かい数字につきましては、まだちょっと私のほうへ事業が実績できていないものですから不明ですけれども、その程度というふう聞いております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 濟みません、細かいところはいいのですけれども、やっぱり予算が10万円では全然足りないということだと思っておりますけれども、特に広報は30万円かけていただいてもまだ知らないとかという方がいるのは、ちょっと私はどういうことかなと思っておりますが、これ以上お金をかけるのは大変だと思いますので、そのほかの方法であと約1週間あります。来週の月曜日までですから、広報をもう少し頑張ってくださいと思います。

予算の件でもう一つ。そうすると、30万円で既にポスターとかチラシに使われてしまいましたが、実際展示するパネルのものをつくりましたが、パネルにはめるほどの予算がないので、ぺらぺらの紙でつくられたものもあります。紙はぺらぺらですけれども、内容は佐渡独自の立派なものになっていますが、これがやっぱり紙ぺらぺらだと終わると結局何年後に使うかなというぐちゃぐちゃになってしまうので、捨てられてしまう。せっかく本当に立派なものをつくっても、そういうのは本当に逆に言うともったいないので、これはつくるのであればちゃんとお金をかけてつくったほうがいいかと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

確かにパネル展ということですので、きっちりとしたパネルで組めればいいのですけれども、そうでない部分もございます。次回以降もし開催する計画の折には、そういった今回の実施状況を踏まえてどういった予算が要るのか、要らないのかというような部分も含めまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） ぜひいいお金の使い方をさせていただきたいと思っております。私も30万円は高いかなと、8月に図書館の講演会のために私たちもチラシづくりしましたが、数千円でやっています。30万円なんて、私先ほど自分の耳を疑ったのはそういう理由です。ちょっと30万円はかけ過ぎかなと思っておりますので、もっと大事なところに予算が使えるようにしていただけたらと思っております。

最後に、今後定期的に佐渡人権展を開催してさせていただきたいと思っております。1回で何もかも私たちはわかるというわけにはいきませんし、やっぱり自分自身の人権に気がつく、そして他者の人権にも気がつく、そのためには何度も何度も私たちがこの人権展ということに触れていく必要があるかと思っておりますが、今後佐渡人権展を充実させるために県内で開催されるいのち・愛・人権展に職員の方々に行っていただきたいと思いますけれども、特にことしは新潟市で行われ近いですから、たくさんの職員の方に行っていただきたいと思いますけれども、また派遣していただけますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

担当の職員は出席する予定でありますし、他の市の職員についてもご自分で行くこととなりますけれども、そういった行事があるということの周知はいたしたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 皆さんもいろいろな刺激を受けて、佐渡でこんなことしたいとか、佐渡でどういふふうにしたいかといういろいろなアイデアを思い浮かべながらぜひ行ってきていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、図書館整備方針のほうについて質問を移させていただきます。まず、図書館と図書室の区分は法的には難しいということは本当に何度も何度も市民も質問をしたりして、誰も何も明確に答えられない、これが実態だと思います。ただ、佐渡市の場合、地区図書館と図書室がどう違うのかということはいろいろな実態、データでそれは歴然としているのではないかと思います。皆さんのお手元にきょう配付している資料をごらんください。資料1ですけれども、これは佐渡市の図書館、図書室の蔵書の数を示しています。ちょっと注目していただきたいのが、年が2005年、平成17年から、次、間が2006年、平成18年、次飛んで2012年、平成23年というふうになっていますが、これはちょっと変な記し方をして申しわけないのですが、平成18年にタッチパネルが始まりました。そのときに登録することが間に合わなかった蔵書というのは全部お蔵入りになったのです。こういうふうにして、がくっと開架できるものが減ってはいますけれども、そういうちょっとおかしな動きがあるとしても、私がここに書いてあります図書館の名前、中央がどこにあって、佐和田、その次、小木、真野、両津という形で蔵書がどのくらいあるのかわかると思うのですが、それよりもまたさらに半分か半分以下のところに図書室があります。これは、一つの歴然とした差なのではないでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長の説明を許します。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

蔵書数の区分でいえば、平成16年、合併当初に旧市町村から引き継いだもの、それを主に継続しておりますので、蔵書数のみで地区図書館と図書室を区分できないのではないかとこのように考えております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 蔵書数だけでは確かに区分はできないのですが、ここに歴然とした差があらわれているということ、これはなぜなのか分析できていますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

議員の資料を見ますと、蔵書数と貸し出し利用人数の図がございます。具体的に分析はしたことはございませぬが、旧自治体による図書館、図書室に対する力の入れぐあいの差がかつてはあったのではないかとこのことが協議会等の中では推計されております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 旧自治体の差というのは、確かにスタートの時点であったと思いますが、この折れ線グラフにして見ていただいているのは、実際図書館というところはそれでも蔵書数はだんだん、だんだ

んふえています。でも、図書室はほとんどふえていません。このふえたか、ふえていないかというところが大きい差なのですが、ふえたのはなぜでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

実際私が持っている資料は22年、23年の差を比較できる資料を持っておりますけれども、全体的に若干ふえてはおります。ただ、特に極端に減ったとかふえたというところはないかと、総体的に図書室も図書館もふえているのではないかというふうに思います。これは、光交付金によって一定の充実が図られたというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） まず、評価というか、分析して評価したことがないということがよくわかりました。

今の答弁も本当に答弁になっていないと思います。一番大きいのは、図書予算、図書費がそこに割かれているか、いないかの違いです。地区図書館には大体平均幾らの費用が割かれていますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

今資料は持ち合わせておりませんが、一般の図書は中央図書館が全て予算を各地区に配分する、どういう図書が欲しいかという形で購入します。地区に配分されているものは資料費、特に新聞とか雑誌とか、そういうものを購入する費用を中心に配分されているというふうに聞いております。金額までは理解しておりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 1年間に1つの図書館で雑誌を80万、90万も購入するのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

80万、90万がどこか、ちょっと私はわからないのですけれども、そういう説明を館長から受けております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） その認識は全く間違っていますので、もう一度よく確認をしていただきたいと思います。後でまた触れますけれども、やはり地区図書館で働いている職員の方々から話を聞いていないということなんかもこういうところでよく出ていると思います。実際80万、90万も年間雑誌を各地区図書館が買うのだったら、これは本当にお金の無駄遣いだと思います。そのような使い方は決してしていません。そのことは後でご確認していただきたいと思いますが、そのようにして新しい地区図書館には新しい本が入ってきます。資料2を見ていただきますと、今度は各図書館、図書室の貸し出し利用人数、借りていったよという人の人数がこの折れ線グラフに出ています。これでも図書室は点線で書かれていて、実線で書かれているのが地区図書館になります。地区図書館はおおよそ伸びている、ちょっと減っているところもありますけれども、その次の資料3も見ていただきたいと思います。今度は、ではどのくらい本を借りているのかということです。実際に借り出している本の数というのは、これがちょっとおもしろいのですけれども、時間があつたらじっくり見ていただければいいのですが、必ずしも利用者の曲線と借り

出している本の曲線というのは一致しないところがあったりします。やっぱり本というものが新しく入れば、そこで借りられる冊数というのはふえるということなのです。これは、雑誌だけを借りているということではありません。この2つの実際本を借りている人、あるいは借り出している数がこれだけ開きがあるということについてはどうお考えでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

場所によって、例えば中央なんか特にそれが顕著なのですけれども、利用者数に対して大体1.67倍ぐらいが貸し出し冊数になっているかと思えます。それに対して中央は非常に少ない。来館者数よりも貸し出し冊数が1.12倍ぐらいの状況なのです。そういう方々は、例えば学習とか新聞を読むとか、そういう形で図書館の利用。また、極端に貸し出し冊数が多いところがあります。特に佐和田は、ちょっと今正確な数字は覚えていませんけれども、来館者数に対して2倍ぐらいの貸し出しがあったかなと思えます。それは、特に子供の図書が充実しているために子供が1回に最大10冊まで借りられるわけなのですが、そういう利用形態が図書館によって差があるというふうに理解しております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ここでのポイントは、実際9分館というふうに一くりにするというのは適当ではないということなのですけれども、実態にやはり差があるということは教育委員会の中では無視しないで、実態をよく見ていただきたいと思えます。ちなみに、新潟市は地区図書室についてどういうふうに定義しているというか、どういう決まりになっているかご存じでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 存じておりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 新潟市は25の地区図書室がありますが、この地区図書室というのは何かというと、図書館が遠くて利用しにくい方のためにつくられましたということです。つまり地区図書室と図書館というのは明らかに分けています。佐渡市はなぜ分館とって図書館も図書室も一くりにするのか、ちょっと私にはよくわからないのですけれども、図書館というのは逆に法律で見ますと、レファレンスをしたりする司書等の専門的職員が中心となって働くというふうに図書館には定義がされています。これをどういうふうにお考えになりますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） そのとおりだと思います。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ということは、分館というふうに一くりにして、図書室でもいい、図書館でもいい、そういう曖昧なことなのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

そこは、地域の説明会、意見交換会でもよく出された質問です。図書館というのと図書室ということの違い、これが法律上、佐渡市の場合は分館の中に地区図書室と図書室というものが設定されています。こ

これは全て分館なのです。それは、図書館奉仕の中に書いてございますので、では図書室と何だというと、皆さんはやはり大きな建物の一室を借りているのが図書室で、図書館というのは1つの建物が図書館機能だけを持っているものというふうなイメージ的なもので分類をされているかと思います。実は図書室という言葉が法令上で出てくるのは、分館の名前でいろいろ各地区が何々図書室、何々図書館というものを呼称として使う事例は各地であります。では、大もとの国の法令上でどうなっているかということ、それは図書館というのは図書館法や学校図書館法等でたくさん出てきますが、図書室というのが出てくるのは学校図書館法の中の小学校、中学校、高等学校に設置する図書館を図書室というふうに規定しています。大学になりますとそれが図書館という規定になっています。そういう分類で決して図書室だから格が下だとか、図書館だから格が上だというふうに佐渡市の中では位置づけていないものというふうに認識しております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それなら多くの市民の方が疑問に思っていることを改めてお聞きしますが、なぜ今の条例をわざわざ変える必要があるのでしょうか。今は地区図書館と、それから図書室というのは明らかに分けています。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

現在呼称の変更までは考えておりません。そこまでは議論しておりません。ただ、分類の中でご説明するときに1図書館9分館とする方向で今整備方針をつくっているというふうにご説明しておりますが、条例の呼称を変えるところまでは議論しておりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 先ほど読み上げましたように、図書館の定義には司書等の専門的職員が中心になってというふうに書かれています。これからも、では9分館みんなに同じように呼称を分けないということで、専門的職員も置きますということ、そのように理解してよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

今現在雇用している臨時は、ほとんどが有資格者の方々です。ただ、それを現在、例えば月に4回とか、そういうふうに中央から、もしくは佐和田から図書の整備に行っているようなスタッフ、そういう方々で対応できているところまで1人をそこに配置するということは今のところ考えておりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと次のところに移っていききたいと思います。

支所、行政サービスセンターの中に地区図書館、図書室を全部入れるというふうになっていますが、これも非常に驚きです。どういうふうに驚くかということ、発想が行政中心で利用者中心でもないし、図書館の役割や目的を考えたものでもないのではないかと思います。その観点で果たして考えられているのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

できるところからというふうに書いてあるので、全ては今のところ物理的に難しい場所が多数あると思いますが、行政機能のコンパクト化を目指す中ではそういう方向を目指していきたいというふうに考えております。それに対して議論をどのようにしたかという点、内部の議論で実施している部分がありますし、市民の中には例えばこの間、6月、4月、5月の市民との意見交換や図書館協議会の意見の中にはそうしたほうが良いところもあるというふうな意見はいただいております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 確かに今非常に条件が悪い図書室というのがありまして、この間8月27日に日本図書館協会の元会長の塩見さんに来ていただいて、見ていただいて、本当に図書室ではないと、本の物置だといって本当にびっくりされた場所があります。でも、そんなこと言うと本当に地域の人たちはがっかりされると思いますが、それが実態なのです。ですから、そういうところは本当に利便性のいいところに移したほうが本も生かされますし、皆さんにも利便性はいいと思います。ただ、今のお答えではやはりはっきりしているのは、市民、利用者中心でもなく、図書館の役割や目的を中心にしたものでもなく、やはり行政中心のコンパクト化ということではないかというふうに思います。これは、市民が最終的には納得しないものであります。このことに関してもう一度また市民に聞いてもらえますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

この後整備方針、まだ案の段階で考えておりますけれども、それがあらかた固まった段階で図書館協議会や、またいろんな方が図書館においでになるので、ご説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 先ほど第1回目の質問の中に、今後の計画は市民や図書館協議会の話聞きながらやるというふうに言っていますけれども、市民の話というのは図書館に来る人にたまたま聞くということではなくて、もっときちんと聞いていただきたいと思いますが、その意思はありますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

その辺は検討させていただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 計画案の中に単独で建っている図書館があるというふうにちょっと問題視したような文言が実はあります。図書館というのは、単独で建っているというのは問題なのですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 単独で建っているから問題であるというふうには書いていないと思います。ただ、単独で建っていた場合、経費がその分かかることは事実であるというふうに考えます。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 真野図書館を行政サービスセンターの中に入れるというのは、非常に無理があると思います。先ほどから言っている塩見さんが見て、地区図書館で図書館の体をほとんどなしていない佐和田や両津を見て、これは図書館とは言えないということをおっしゃっていました。でも、真野はこれは地区図書館と言えるというふうに言っていました。こういうものについても行政サービスセンターとかの中

に入れたいのですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

確かに私も塩見さんからお話を伺いましたが、真野がそうであって両津が、もしくは佐和田がそうではないというところがちょっと明確ではなかったのかなと私は思いましたが、基本的には行政機能のコンパクト化を目指している中で真野についても準備ができ次第ということですが、今現在検討しているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、この件はまた最後に予算のところで行いたいと思います。海士町の今もてはやされているというか、島の活性化の中でさまざまところで引用されますけれども、この海士町の図書館というのが非常に面白い取り組みをしているということはまた塩見さんから紹介されました。公共の場所にはどこにも図書を置いて、そして情報や読書の力を島民に養ってもらっていると。これは、それほど知のインフラというのが大事だということを考えておられるからだと思います。海士町が自らいろいろなことを考える島民を育てたい、そう思ったときに図書ができるだけたくさん島民のそばにあるということに大事にしていることを忘れないようにしていただきたいと思います。

次、これについてはただ市民からぜひまた改めて意見を聞いていただきたいと思います。今答弁いただいたことは、全くほとんどの人が納得いかないと思います。

それから、今度郷土資料室を中央図書館につくると、これは別に反対はしません。ただ、その中に世界文化遺産、ジラス、ジオパークなどの調査学習の拠点をつくるという、これは一体どういう発想なのでしょう。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

相川の説明会のときに、やはり世界遺産を勉強された方が相川の郷土資料を学びに図書館を訪れるというふうなお話がありました。やはり3資産について学ばれている方はそういう郷土資料を求めているのであろうというふうに考えますし、またそういうレファレンスが今どこに来ているかという博物館とか図書館、または世界遺産推進課のほうにそういう問い合わせがたくさん来ています。そういうときに、資料が一括してあったほうがレファレンス、これは博物館でもレファレンスはございます。そういうものがやりやすいのではないかと考えております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ということは、これは利用者の声を聞きながらそういうふうに考えたということで理解してよろしいのですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

そのように考えております。ただ、その中で地域の方々が地域の資料は地域に残してほしいという要望もございましたので、そこも配慮しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番(荒井眞理君) 私いつも疑問に思うのですけれども、図書館関係とか学芸員とか図書館司書とか専門家の意見はこうでしたというのが一言もないのです。なぜそういう専門家の意見というのが出てこないのでしょうか。

○議長(祝 優雄君) 社会教育課長。

○社会教育課長(小林泰英君) ご説明いたします。

実際資料を調べる段階では、司書と学芸員が連携をしてお互い連絡をとってやっている実態がございますし、全くその意見を聞かずに私の意見で話しているわけではございませんので、今のは司書、学芸員の方々の意見だというふうにお考えください。

○議長(祝 優雄君) 荒井眞理さん。

○2番(荒井眞理君) 本当にちょっとがっかりです。これから3大世界何とかかんとかを標榜するという佐渡で今までどおりと同じようなやり方で司書と学芸員が連絡とり合いながらやれば良いという、この発想で本当に良いのですか。

○議長(祝 優雄君) 社会教育課長。

○社会教育課長(小林泰英君) ご説明いたします。

現在のところそのような形に対応しておりますし、その形でお問い合わせをいただいた方々にご理解いただいているというふう考えております。今後それがどうしたらいいのかというところまでは、今のところ考えていないということでございます。

○議長(祝 優雄君) 荒井眞理さん。

○2番(荒井眞理君) すみません、専門家の意見を聞かないのですかということをお聞きしているのです。

○議長(祝 優雄君) 社会教育課長。

○社会教育課長(小林泰英君) ご説明いたします。

私の回答は、司書もしくは学芸員がどういう形態が使いやすいかという話を聞きながら今考えていますというふうにご説明したつもりなのですが、恐らく荒井議員がおっしゃられるのはもっと図書館に対して専門の方ということだと思いますので、その辺は6月のときにもお答えしたかと思いますが、そういう方々の意見も取り入れるように努めていきたいというふう考えております。

○議長(祝 優雄君) 荒井眞理さん。

○2番(荒井眞理君) 私が真野図書館に世界遺産、ジオパーク、ジアスを入れたらどうかというのは、これはある意味では私の思いつきでありますけれども、ただこれからどこにこの3つの博物館が行くのかとか、現場がどこなのかという動線を考えたときに中央図書館というのは、たとえ広くするかもしれませんが、場所については動線としてふさわしくないと思います。そのあたりを本当に今課長がおっしゃっているように専門家に聞いたと私には思えませんので、よくよく担当の現場の方々や専門家の意見を聞いてもう一度考え直されたらいいのではないかと思います。いろいろな形で社会教育課の持っている博物館と図書館の連携とか、そういうことを考えて、ただコンパクト化のために支所、行政サービスセンターの中に図書館を押し込めようというのではなく、本当にその地域に生かされる役割を考えながらこれからも進めていただきたいと思います。このことは教育委員長の中でもよく議論していただきたいと思います。よろしいでしょうか。お願いできますか、教育委員長。

○議長（祝 優雄君） 宮川教育委員長の答弁を許します。

○教育委員長（宮川安則君） 今ほどの意見を参考にしながら議論を進めていきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ありがとうございます。

次に、現場の責任を負っている図書館職員の意見を反映させてくださいということについて、2 S 3 K というふうに市長が職員に声をかけておられますけれども、この中に図書館職員というのは入っていないのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 入っているものと考えております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、各地区の図書館についてよく知っている、あるいは図書室について知っているのはどなたですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

図書館長及び図書館にもう一人いる正規職員、この2人が一番詳しく把握しております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今の質問は、地区図書館、図書室についてなのですけれども、それは中央のお二人の正規職員が一番よく把握していると、こういうようなことを2 S 3 Kとおっしゃっているのでしょうか、市長。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 2 S 3 Kのお話でございますが、一番具体的なことでよくわかるというのは中央図書館の館長と司書だと、そういうように思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 3 Kの中には現場調査というのがあって、現場というのは担当者よりも中央の人のほうがわかっているのですか。ちょっと理解できないのですけれども、ご説明いただけますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

基本的に地区の図書館、図書室について情報が報連相がとれているという前提で私は館長及び担当者というふうにお答えさせていただきましたけれども、もしその連携がとれていないとしたら仕組みに問題があるので、地域からのことは小まめに館長に上がって、そこから私に上がってくるというように流れていると思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もっと具体的に聞きますけれども、例えば佐和田図書館にどういう子供がどういう顔をして図書館に来るかわかっているのは誰ですか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをします。

ちょっと私たち議員の質問を間違えて考えていまして、わかるのは現にそこに勤めて働いている方だということです。連携というようなことを考えていたもので。だから、どういふ子供が来てどうなのだということがわかるのは、そこで働いている、そういう人たちが一番詳しい、そのように思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私が早口で言うのが悪いかもしれないけれども、聞いていないことをいつもお答えになって本当に困るのです。今ようやく、すごく簡単な質問をしたら、質問に対するちゃんとした答えが返ってきました。やっぱりその図書館に来る子供たちのことやお年寄り、どういふ人がどういふ本を欲しいと言っているのか一番よくわかっているのは現場の職員なのです。こういう各地区図書館、図書室で働いている方々の声というのをこれからどのように吸い上げていきますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） その地区に勤められる司書の方にどういふ状況かのそういった報告をいただくような仕組み、もしくは市民の声を吸い上げる仕組みを検討していきたいというふうに考えます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今市民の皆さんも図書館職員の方々も聞かれたと思いますが、ぜひ意見を持ってこの図書館整備のことについて意見を言うていくことを皆さんも忘れないというか、だまされないようにしたいと思います。そして、実際現場の声を聞いて知っているのは地区の図書館職員のわけです。6月の教育委員会で地区図書館、図書室についてはこれまでと何も変わらないのかなと安堵したような様子で、それに加えて中央図書館の充実ができればよいことだと、そういうふうに判断したということが議事録、これは未定稿でありますけれども、読み取れます。そのような認識で教育委員会の皆さんはこの地区図書館、図書室について考えられたということでよろしいでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） これは、今整備方針を考えているところなのですが、先ほども言いましたように図書館のことを基本的に考えた場合、1つは蔵書数といいますか、図書の数と図書の質の問題と、もう一つはではそのことをうまく説明できる人の問題と、この2つがずっと集約して考えていくと図書館では一番必要かなと。ただし、今10カ所あるところに毎日8時間ずつ1名ずつの人を配置できるのかどうかということは、まず別問題ですので、そのところはでは半日で週に1回とか2回とか、その程度でいいのかどうかということは、今そのところを考えていて、なるべくそれぞれのところが不便がないようにしていきたいというように思っておりますし、1つはまた図書検索システム等がきちっと配置できれば、例えばそこに本がなくても1日、2日待ってもらえばそこへ配本できるというようなことを徐々に広めていければまたいいのかなというように思っています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 教育委員の方々は、全員その場で地区図書館、図書室についてこれまでと何も変わらないのだったら中央図書館を充実するのはよいことだというふうに判断しているのです。それは、教育委員の方々の判断だというふうに考えていいのですかということをお伺いしているのです。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えいたします。

これは、およその方向性ということですので、その時点では教育委員の方々はこの方向性でいいというように考えて、そのように私は認識しております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もうちょっと正確に教育委員会の中で確認をしてください。これまでと何も変わらないということとおよその方向性のことは大分違います。これまでと何も変わらないと議事録に書いてあります。そのような判断の中で次のステップを踏んでいると私たちは理解しているわけです。ところが、いや、実はおおよその方向はそうなのですけども、厳密には違うのですなんて言ったら教育委員会の中で決めたことというのは一体何なのかということになります。教育委員の方がほかにも9分館についての詰めというのはこれからだけでも、サービスが低下しないようにしてもらいたいというのが教育委員の願いだというふうに発言しておられますが、こういうことは今後確約していただけるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

教育委員会の中で議題ということではなくて、協議事項ということではいろいろと話し合っているところなのです。だから、協議事項というのは何回かそのことを話してある程度の方向性を出していくと、これはこの件は例えば教育長一人の専決事項ではございませんので、だからある程度の方向性ということをお話したのであって、がちがちに決めてしまっても、例えば予算を伴うものについては、ではあなた方ががちがちに決めたいけれども、実際そうならなかったのではないと言われることもありますので、そういう方向性ということで決めていきまして、条例、規則等を変えるときになればきちっとした議題というのでやっていきますので、その辺のところであなた方確約できますと言われると、なかなか予算の件もありまして確約はできないのですが、方向性というところがございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私も確約するかなんていう聞き方は不相当だと自分では思っておりますが、これにはきちんと答弁いただきました。実際がちがちになんか決めることは今まで、9分館についてはこれからなので、されていないというふうに思いますが、ただこれまでと何も変わらないというふうに判断をしたので、中央図書館の充実はいいと、これが前提で中央図書館もそれなら加えて中央図書館充実ができればいいと。もし地区図書館、図書室が変わるということだったら、そのような印象とか持っていれば、中央図書館の充実ということについても判断は変わっていたと思います。課長の言う説明はいつもはぐらかされて、私は本当にずるいとはっきり思います。実際資料を見ると違うのです、課長が言うことと資料と。これは、教育委員会の中でも起こっています。傍聴しながら教育委員の方々が実際配られている資料をよく読み込まないまま判断しているということがあります。これは非常に危険だと思うのですが、どうしたらいいでしょう。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） 教育委員会は私も含めて5名の委員で開くわけですが、通常非常勤ということですので、この後はどうしたらいいでしょうということの回答としましては、例えば教育委員5名の勉強会

を定例の教育委員会とは別に開いていくとか、そのところへまた図書館に詳しい人のお話を聞くとかというのをやればいいのかなどというようにも思っていますが、皆さん非常勤でそれぞれお仕事等を持っているので、そんな何十回も開くわけにはいきませんが、今後はそういうことも考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） ありがとうございます。宮川委員長もかつて教育委員会の中で特別な会を開いたほうがいいのではないかと発言されたことがありました。ぜひこの件に関してそのような集まりを持って、皆さんで一度何が目の前で起こっているのか、佐渡市を取り巻く状況というのを確認していただきたいと思います。

最後に、図書館費が貧困だということを私は指摘しているのですけれども、6月議会でも資料配りました。資料の5と6を見てください。ちょっとその前に訂正をいたします。私これインターネットで資料4と5を引いたのですけれども、そのときに年号の計算を間違えました。参考資料は新潟県図書館2013年と印刷されていますが、これ2012年の誤りでした。計算を間違えました。大変申しわけありません。それで、資料の5を見ていただきますが、これは県内の市町村で図書館を持っているところの図書館費と資料費の比較になっています。これでいうと佐渡は何番目になっていますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

図書館における利用者のうち児童の比率ということで、これが23市町のうち3位、それと資料費につきましては23市町中15位ということでございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 資料の5について今お伺いしています。図書館費は全部で23自治体あるうちの図書館を持っている自治体のうちの15番目です。太線でちょっと引いてあるところ、字が少し大きくなっていると思いますが、これは佐渡市よりも人口の少ない自治体です。これ佐渡市15番目ですが、それより上位に幾つ自治体がありますでしょうか。つまり佐渡市よりお金を図書館費に割いているけれども、人口が少ないというところ幾つありますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 6市でございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 私が今これをどうですか、こうですかと聞くのは不適切だと私も思っています。しかし、既に例えば資料6とか、これは資料6というのは日本の離島の図書館の費用の比較です。これは既に6月に配りました。そのほかに類団の比較も配りました。しかし、それが全く課長の頭に入っていない。それで、あえてこのような質問をさせていただきました。この比較は、つまり佐渡市よりも人口が少ない、そして全体の一般会計予算も少ないところが6つも新潟県内、図書館費を多く割いているのです。十日町はちょっと特殊な図書館形態でありますけれども、佐渡市が3,780万ちょっとのところ、十日町市は8,800万も使っているのです。見附市も6,700万も使っています。こういう中で果たして佐渡市の図書館費用が貧困ではないというふうにもお思いなのか。しかも、新潟県は全国の中でどうなのでしょう。図書館費

使っていますか。どうでしょう。

○議長（祝 優雄君） 荒井さん、事務局は資料を持っていないそうなので、あなた持っておるなら数字を示してください。

社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 資料を持ち合わせておりませんのでわかりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 朝日新聞の全国版にも佐渡市の図書館のことは載っています。教育委員会でよくこのことを検討してください。

○議長（祝 優雄君） 以上で荒井眞理さんの一般質問は終わりました。

ここで休憩します。

午前 11時41分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中川直美君の一般質問を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。完成上映された「飛べ！ダコタ」の映画には予想以上の市民が参加をされ、敗戦直後のこの島に起きた物語に多くの市民が感動いたしました。あの戦争時代を経験した高齢者の多くは、自らの戦争体験や敗戦後の厳しい体験と重なり涙したという話も多く聞きます。政権に復活した自民党、公明党の安倍政権は、あの戦争の深い教訓から生まれた平和憲法を変えようと必死であります。連日報道もされていますが、集団的自衛権行使を可能にしようというものなどがあります。集団的自衛権とは、憲法9条の歯どめをなくし、海外で米軍と一緒に武力行使をするためのものがあります。映画「飛べ！ダコタ」は、佐渡の人情だけを描かれたのではなく、二度と戦争はしない平和への強い思いが根底に流れているということを強く指摘し、一般質問を行います。

まず、最初にお尋ねするのは、離島振興法改正に伴う佐渡市の姿勢についてであります。甲斐市長も就任直後から今回の改正離島振興法がいかに価値あるものかについては、何度も言及をしております。1つは、離島振興計画です。この計画は新潟県がつくるものです。法第4条では、離島振興計画を県が定めるために住民の意見反映を明確に定めていますが、新潟県の計画に一体何を反映させたのか、また計画が実効性のあるものにするためにはしっかりとした体制が必要ではないか答弁を求めたいと思います。

2つ目は、改正離島振興法でも加えられ、重視をされている離島航路であります。小木航路における高速カーフェリー導入では、今日までの中、海上国道に責任を持つべき国や新潟県の姿勢、対応などは無視できない重要な問題があると考えます。どのように考えているのかお答え願いたい。

3つ目は、何度も取り上げておりますが、流域下水道の佐渡市への移管問題です。流域下水道そのものが県の押しつけで進められてきた経過から見ても問題であります。佐渡市の移管は、これまでの経費の負担である数十億円を佐渡市に持と新潟県が言ってきていると聞いているわけですが、県との交渉

で現在どうなっているのか答弁を求めたいと思います。

次に、図書館再編計画についてであります。経費削減の行革の計画として、地域にある図書館と図書室を支所などに入れ兼務職員化するという教育委員会の計画に対して、多くの市民が驚き、存続、充実こそ必要と声を上げました。そういった状況も受け、説明不足として教育委員会は全地区での市民との意見交換会を急遽行い、それを受けて教育委員会で再度図書館再編計画についての明確な方向性を出しています。私が知る限りでは、最終的な教育委員会の結論は地域の図書館、図書室は3月議会のときの計画とほとんど変わっていないというものの一方、意見交換会にもなかった中央図書館の増設か新築もしくは本庁舎の建設にあわせて一緒に入れる合築というものを決めています。当初計画とどのように変わっているのか答弁を求めたいと思います。

次に、市長のこの図書館再編計画についての認識についてお尋ねをいたします。当初市長は、計画は説明不足だと説明のやり直しを教育委員会に要請するとともに、まず教育委員会の判断を待つという姿勢に徹していましたが、教育委員会の判断を聞いてどう判断しているのか。また、図書館をどうするかは甲斐市政の文化政策にほかなりません。5月初めには6,000名の市民の署名など、この9月にも5,762名の署名とあわせて、市民の地域の図書館、図書室に対する要望などが届けられているかと思いますが、これをどう受けとめ、今後どう文化政策に発展させるのか、あわせて答弁を求めたいと思います。

3番目にお尋ねをするのは、地域の雇用と地域経済に関するものであります。1つは、アベノミクスではありませんが、雇用の安定こそ景気回復であります。甲斐市長もそのことを強調するとともに、市長就任時から雇用対策を重要な柱としています。就任以降1年以上経ていますが、現在の雇用状況についてどう認識しているのか、また市が発注する工事や物品調達、業務の委託などにおいて適正な対応をすることが重要という公契約条例について検討する旨の答弁を3月議会でしているわけですが、どの程度まで検討されたのか答弁を求めます。雇用との関係では、今議会でも予算化をされていますが、保育士の処遇改善対策であります。これまでも指摘をしていますが、佐渡市の場合は、佐渡市の保育園ですが、公立保育園における非正規の保育士にこそ焦点が当てられなければならないのが実態であります。見解を求めたいと思います。また、公務員における非正規職員問題はグレーゾーンと言われ続けてきていますが、処遇など佐渡市において問題がないのか、雇用問題の角度から答弁を求めたいと思います。

最後に、日本一お客様に愛され選んでもらえる島づくりについてお尋ねします。これは、交流人口や観光に直接関連するものであります。ところが、キャッチフレーズにもかかわらず、厳しい経済状況の中で対応したくても対応し切れない現実があるのではないかと、どのように捉えているのか認識を伺いたい。佐渡観光の取り組みで3つの世界遺産ということが強調されておりますが、また佐渡にある竹林などの取り組みも甲斐市政のもとで進めています。竹製品や無名異焼きなどにも焦点を当てた取り組みはどうかということでもあります。特に無名異焼きは、学校給食での活用なども考えられ、佐渡的なアピールにもなるのではないかと思います。認識をお伺いしたいと思います。

最後に一言、最近議会での答弁がその場限りといった傾向があります。議会は言論の場であります。その場限りでないしっかりした答弁を求めるということを強く述べて、第1回目の質問を終わります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、中川議員の質問にお答えいたします。

まず1点、改正離島振興法の精神の問題でございます。これは、もうご案内のとおりでありますけれども、離島振興計画というものを策定しながら、それをどう着実にやっていくかということが基本であります。この離島振興計画につきましては、いわゆる離島振興法の基本理念というものを踏まえながら社会的条件の改善とか、あるいは地域間交流の促進とか、人口減少の防止とか、定住の促進というものを目的につくるものでございます。これもご案内のとおりでありますけれども、離島振興計画というのは離島振興法第4条に基づきまして、県が市町村に計画案を求めた上で県が定めるものであります。策定主体の新潟県がその計画を達成すべく、ただ新潟県だけではなく市と一緒にやりながらやっていくというものであるというふうに理解をいたしております。したがって、策定主体である新潟県は計画の実践においても我々離島と連携をしながら、一緒に計画を実現すべきものであるというふうに認識をいたしております。

船舶の問題でありますけれども、確かに議員がおっしゃるとおりでありまして、私もこのことについては特に今回の小木・直江津航路の問題につきましては最後の最後まで申し上げてきたわけであります。特に当初協議会というものがあつたわけ、いわゆる検討する場というものがあつたわけであります。この協議会というものをぼつとやめて、何か一人でずっと来たような動きになってきているということはまことに遺憾であるということ、さらにはその協議会の中でうたわれているものがいわゆる初期投資というものでそれなりの理由があるわけであります。初期投資というものを支援をするという方法で来た。それがいつの間にも赤字補填に変わったということ。さらに、その後それがどうして変わったのか等々について、県民、市民はもちろんでありますけれども、まず協議会の会員にそのことを知らせなければならぬのに、ある日突然協議会を開催をしないなんていうことはまことに遺憾であるということで、その都度抗議をしてきたところであります。いずれにいたしましても、そういう形で我々はやってまいりましたし、報道もいろんな報道の仕方があつたことも事実であります。しかしながら、新潟日報等における社説、これは正しいことを伝えていたというふうに考えておりまして、この辺については今後とも県との間ではこういうことはおかしいということはどうもこれからは言っていかなければならないなと思っております。

それから、流域下水道の問題であります。これはどういう内容かということについて、私ども国とも今話をいたしております。佐渡市と同じような状況下にあるのが全国に7市あるわけであります。7市の首長の人たちと国に対しても強く今要望活動をやっております。しかしながら、国のほうは下水道法、合併特例法の改正、移管に関する制度の改正及び財政支援、こういうことについて国のほうに要望してまいりましたが、現段階においては非常に困難な状況ということでございます。では、新潟県とどうするのかということにつきましては、県の担当部局長と今事務的に詰めているわけであります。市の負担が最小限になるように、今移管形態を折衝しているということでございます。ただ、これは事務的に今進めておるわけでありますので、先ほどから話があるように離島振興という点で離島をどういうふうに扱っていくのかということが大きな根底にあるべきであるというふうに考えております。したがって、今、議会中ではございますが、議長のご了解を得て副知事のところに交渉に行くという計画を持っているところでございます。

それから、図書館の再編計画につきましては、何度も私から申し上げておりますけれども、私の立場からすれば教育長のほうからいろいろと図書あるいは図書館等々についての話、レクは受けてきました。その結果、これも図書の充実、必要性といういわゆる内容を充実していかなければならない。もう一つは、いかに内容を充実してもそれをちゃんと使えるような体制整備をしていかなければならない。この2点については、私のほうからぜひそれをやってくださいよということで私の考えとして伝えたわけでありまして、もう一点伝えたのは中央図書館の問題であります。今のところが本当にそれが正しいのかどうかということ。もう一つは、地域にあるものについては、これからの佐渡の実態等々を踏まえた場合にあっちにも1つあり、こっちにも1つあるということが本当にいいのかどうか。私は、コンパクトな体制というのをつくらなければならぬ、さりとてどうもこのことを言うとすぐに全て支所と一緒にするというふうにとられがちなので、非常に困っているのですけれども、それはそういうものではないので、一つの方向としてそういうものを出したのであって、あしたから全部9つ、十を全部やるというものではない。一つの政策として申し上げているわけでありまして。このことだけのご理解をいただきたいと思っております。

次に、図書館の再編計画に当たって、私の文化政策としてどう捉えるのかということではありますが、今ほどの続きでございますが、2つの点について私の考えを申し上げます。さらには、それに伴った中央図書館の問題、さらには地域それぞれにある図書館であるとか、図書室であるとか、そういうものについての取り扱い方について、これからのことを考えてやってもらいたいということでもあります。これもご案内のとおりでありますけれども、文化政策ということになると何も図書館だけではございません。全てのものが入るわけではありますが、そこの中において私は東京都の子供たち、東京都に住んでいる人たち、その人たちと佐渡に住んでいる人たちが同じレベルのところまで持っていく、そのためには図書というものが必要である。そのためには、それが原点になって、私は文化というものが成り立つのだらうと思っています。それは基本にあると思っていますが、それが全て文化政策ではあるとは思っておりません。ただ、重要な政策として取り組んでまいらなければならぬということでもありますし、特に申し上げているのがいわゆる教育の充実ということでございまして、図書だけではなくて、例えばキャリア教育のあり方とか郷土愛とか、こういうものについてこれから真剣に取り組んでいかなければならぬということは申し上げているところでございますので、このことをないがしろにしているわけではございませんし、重要な位置づけであります。そのことが全て文化行政ではないということだけは申し上げておきます。

それからもう一つ、公契約条例と雇用対策という中のご質問でございましたけれども、私は当初から過疎の問題、それから観光の問題、雇用の問題ということはいろんな場面でやっていかなければならぬということは申し上げてきました。それを実現するためにどういうものがあるのか、それは農林水産業、第一次産業であり、観光業であるということは常々申し上げておまして、そのことについて決してぶれてはいるつもりはございません。ただ、そういう中で過疎についてはどういうことをどういうふう考えたかということ、非常に高齢化が進んでいる、それからコミュニティーが非常に弱くなってきているということはこれは事実であり、したがって支所、行政サービスセンターというものの充実ということもやっていかなければならぬし、支所長、行政サービスセンター長への予算の配分、さらには地域をやっていくための地域づくり支援員等、協力員等、こういうものを大いに導入をして、一緒になって地域の活性化を図るということをメインとしてやってきたつもりであります。

それから、観光についてご質問もございましたけれども、正直言いますと私がこういう方向でやりたいというものについて、実はそのとおりっていないことも事実であります。私が手足を全部動かしてやるわけではございませんので、そういう点では歯がゆい思いをいたしていることも事実であります。したがって、佐渡の場合はリピーター率が非常に低いというのが私はやっぱり大きな問題だと思っています。そのためには何が必要であるのかということについての分析、これは島全体の市民の方々のウエルカムの精神の低さとか2次交通、あるいは船賃が高い等々があるわけでありますので、こういうのをやっていたらなければならない。したがって、このためにはみんながどこに問題があるのかということにあわせて、ことしは何人を連れてこようとか、どうしようかという数的な目標が必要であるだろうと思っています。そういうことについて、私自身もそこに入りたいと思っております、その中でやるということで観光業界の幹部の方々ともお約束をさせていただいたところであります。

それから、雇用につきましても同じことで、有効求人倍率を見る限りにおいては若干上向きになっていることは事実ですが、しかしそれはあくまでも前のものと比較をしているだけであります。したがって、まだまだ佐渡においては雇用情勢は厳しいということは否めない事実であるということで考えて、ただその雇用情勢の中でどういうことかということ、ミスマッチが生じているということをやっぴり我々は理解していかなければならないと思っています。そのミスマッチの原因が何であるのかということ、それは佐渡に勤める人たちが佐渡のことを知らない。そういう意味では、キャリア教育ということを通じながら、これは小学校、中学校、高校の子供たちの教育だけがキャリア教育ではないのです。親御さんの教育もそこに入っていますし、当然会社の社員の方々の教育もそこに入っているということでありますので、そういうことを今進めているところでございます。

それから、公契約条例につきましては、先般の議会におきまして私も勉強不足であったわけでありますので、そういう点では私自身も含めて調査研究をしますということは申し上げました。その結果を申し上げます。どこまで今調査をしたかというと、まず、1つは全国の状況はどうだかということです。世の中がどういふふうに変ってきて、どうなっているのかということで、全国の状況を調べさせていただきました。条例制定が7自治体あります。それから、賃金というような項目が入っていないいわゆる理念条例みたいなものをつくっているのが5つあります。この実態がわかりました。では、この公契約条例というもののメリット、デメリットが一体どこにあるのかということ、これはどこかの本に書いてあるものではなくて、やっぱり佐渡の地域の人たちあるいは企業の方々とある程度の話合い、あるいは新潟県内ではなかなかこれは進んでいないのです、はっきり言って。そこで、なぜ進んでいないのかという、20市を全部聞くわけにいかないですけど、私の仲のいい首長さん……仲がいいと言うとおかしいのですけれども、ほかの人は仲が悪いわけではないのですけれども、声をかけやすい人たちとの相談もしてまいります。そういうことからしまして、メリットは確かにありまして、労働条件とか、あるいは地域雇用の改善への波及効果という点では私はあると思っています。しかし、そのことが即この条例をつくることによって、そういうメリットはあるけれども、反対のデメリットというものがどうあるかということ考えた場合、やっぱりもっともっと地域の人たちと話し合いをしていかなければならないというのが私の今の結論であります。したがって、ほかの地域との状況等もこれからは注視をしていかなければならないわけでありますけれども、国や他の地域の動向、そしてこのことを我々がいろんな場面において佐渡の企業の方々と

の話し合いということもこれからやっていくつもりでございます。そういう意味でご理解をいただきたい。

それから、私立保育園等の今般の安心こども基金事業の保育士等の処遇改善臨時特例事業、これを活用いたしまして、保育士などの職員の処遇改善に向けた取り組みが予定されていることは事実でございます。この事業については、制度として私立の保育園を対象とするものでございまして、特に待機児童の早期解消を図るためにこれが目的に創設されたというふうに私は理解をいたしております。佐渡市においては、待機児童がないという今の現状でございます。単独費をそこにつけてやるということについては、現段階において国がそういう方向でやってきたから、では佐渡市もそれに準じてやるということについては時期尚早、我々が勉強不足の面もあるのだろうけれども、まだ早いというふうに考えているところであります。そして、もう一つはこういうことがこれから、私の頭の中には平成31年というものが常に頭の半分以上は残っているわけでありまして、それに向けてどうするかということを考えて場合には、いろんなことを考えていかなければならないということでございます。それから、私ども佐渡市の臨時職員につきましては、地方公務員法に基づいて雇用いたしております、処遇等については労働基準法を適用いたしております。また、さらに佐渡市の臨時職員については関する規則というのがあるわけでありますので、それを遵守しているということでございます、これらの法令に基づいてやっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、日本一お客様に愛され選んでもらえる島を目指そうとか、2S3Kとか、私自身が自分自身にも活を入れるため、そして職員にも活を入れるため、こういうことで取り組んでいるわけでありまして。どうもそれがひとり歩きするのが非常に残念であるわけでありまして、この仕組みにつきましては経済とか社会情勢とは関係なくして、心の問題なのです。したがって、経済状態がどうであろうとも、経済状態が悪くなればなるほどこの部分についてはやっぱり進めていかなければならないというふうに考えております。特に観光面につきましてはいろんなことを、例えば宿の品質の向上のためのもてなしの向上等もやっておりますし、それから滞在型のプログラムをつくる、アクティビティー群をつくるという意味で観光地域連携事業等も実施をいたしておりますけれども、しかしながら先ほど私が申し上げたようになかなか私の考えているところまでまだいっていないわけでありまして、やっぱりそこでは分析をしながら努力目標というもの、数的な目標というものを持ってこれからやっていかなければならないというふうに考えているところでございます。なお、竹製品とか無名異焼き等についてのご質問がございました。私は大変いいことだと思っておりますが、それが果たして私の考えている教育上のものと教育のプロの人たちが考えている教育上のものとがどこで合致するのかどうかは別として非常に大切なことですし、これが地域にあるものでございますので、ぜひやっていかなければならないのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） では、図書館の件についてお答えをいたします。

図書館の整備方針につきましては、意見交換会で要望のあった内容も検討し、取り組みが可能なご意見については対応する方向で検討しております。基本的には1図書館と9カ所の分館は存続する方針です。その中で市民の要望の多かった図書室の土曜、日曜の開館や閉館時間の延伸等をモデル的に分館で実施し

てみたいと考えていますし、分館にも予算を配分し、雑誌や新刊図書を配備する計画としたいと思っております。このことによりまして、分館の利便性の向上がするかな、そのように思います。中央図書館の件につきましては、現在の庁舎建設計画とあわせて検討できないかということに関係各課と調整を進めております。

次に、図書館の整備方針案に対する市長の判断というご質問があったわけですが、現在図書館整備計画案につきましては見直し中のごさいますので、引き続き説明してまいりたいと考えております。一応教育委員会の考え方についてのご説明を申し上げます。図書館は、市民の教育、文化の発展に資するなど人格を支えるものであり、その基本にある知識、教養等の地域や距離、辺地等の条件格差を埋める重要な手段である、そのように思っております。特に離島である佐渡では、いつでもどこでも誰でもを基本に情報や知識、教養の醸成の手段である本など接する機会を整備する必要があります。このため、今後の方針としましては地域の活性化の拠点としての支所、行政サービスセンターと一体的に分館を設置することを基本と考えております。また、中央図書館につきましては、専門性、多目的性を考慮し充実を図る必要があることや、郷土資料や行政資料のほか各分野の図書が重要な資料としてたびたび調査研究に活用されていることから、中央図書館を整備し、集中して郷土資料等を管理できるようにしたいと考えています。一方、図書館といえども平成31年度に向けた行財政改革に一体的に取り組む必要があることから、特に人件費につきましてはスクラップ・アンド・ビルドの視点で事務の効率化を進めていく必要がある、そのようにも考えております。このため、試行的にモデル図書館での職員の連携を実施していってみたいという計画を考えております。いずれにしましても、職員数は減少するのかもしれませんが、市民へのサービスはなるべく低下しない方向で検討していきまして、この整備方針案は3月時点での整備方針案と大きくは変更ないのかなというふうに思っております。

次に竹製品、無名異焼きの件なのですが、その両方とも佐渡の伝統工芸として、かつては佐渡土産の定番でした。ご指摘のとおり竹細工や無名異焼き、佐渡の大地が生んだ良質な竹材とか鉾山特有の酸化鉄を含む粘土を活用した一つの文化であるというように思っています。ただ、学校給食への無名異焼きの食器活用につきましては、陶器は比較的壊れやすいことから、破損した際、器のかけらが給食に混入するおそれやけがなど危険性を伴うことから、安全、安心を基本として学校給食を提供する上で難しいかなと考えております。また、佐渡学への活用としましては相川技能伝承展示館等で無名異焼きの製作実習メニューがあり、修学旅行等で島内外から訪れる多くの児童生徒が体験しています。竹細工につきましては、両津郷土博物館等の展示によりその技術を紹介しております。いずれにしましても、ジオパークの資源としてパンフレット等で紹介しており、今後も新たな活用方法がないのかなということで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 離島振興法のほうからいきます。資料に示しておきましたが、法ができたから島がよくなるのではない。島がよくなろうとするときに法が生きる、これは図書館にも言えるのですが、図書

館ができたからといってよくなるわけではないのだが、宮本常一さんというのはどういう方か担当課長は知っていますか。

○議長（祝 優雄君） 藤原地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

インターネット等で観光等の文学者だという程度しか私存じ上げておりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 宮本常一さんがどうであるかについては全く関係ないか。知らなくても全然関係ないのだけれども、一般的に文学者ではなくて民俗学者と言われているのです。笑っていますよ。全国離島協議会の初代事務局長なのです。この方が離島振興法の父と言われているのです。佐渡にも何回も来ているのです。佐渡で教えを受けた人もいっぱいいるのです。ということで、彼が離島振興法に非常に力を尽くしたということで、離島振興法をかじっていくと必ずこの方にぶち当たらなくてはならないのだけれども、いいです。そこでお尋ねをしたいのは、先ほど市長も言いましたが、離島振興計画は県の計画なのです。これを着実に進めるということは、県に実は責任がある。離島振興法の第4条では、先ほど言ったように振興計画には何を定めなければならないかということで、本土と離島の交通施設、道路みたいなことに触れていますよね。この問題は非常に重要な問題だろうと思うのだけれども、県の離島振興計画にどういうふうに反映させていますか。あなた方に資料要求でどういったものを反映させたかといった資料にある④、市が県の離島振興計画に反映させたものということでこういう回答が来ているのだけれども、離島航路についてはあなた方はどのように反映させましたか。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

離島航路の件につきましては、離島振興計画の交通体系というところに航路運賃還元による交流人口の拡大、多様化するニーズに合わせた運賃割引、人流、物流経費の恒久的な低廉化に向けた取り組み、流通効率化に取り組む、それから海上輸送コストの負担軽減、そういったような内容で計画の課題別の進行方向というところに文章で取り込んでおります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ここに今回取り上げている流域下水道も、小木航路の問題も全て離島振興法の角度から見ないとだめだというふうに思っているのですが、私も同じものを見えています。例えばこう書いてあります。国の離島に対する各種の支援制度を踏まえ、県、地元自治体及び運航業者が一体となり協議して改善していけると、こうなっていますよね。こういったことが今なされていると思いますか。

○議長（祝 優雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

県の協議会のほうで全体的なあり方会議をこれまで進めてきておりますし、小木・直江津航路の関係につきましては支援の形態は若干違いはあるものの連携して支援をしていこうという方向で今動いております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 全国離島協議会でこの前会議があつて、特別決議をしていますよね。あのときの中

身、つまり特別決議をしている中身を承知していますか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

離島航路の運賃の軽減等について関係機関で支援をしていくというような特別決議をしております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これは甲斐市長が出ているわけなのだが、平成25年の5月29日、特別決議を上げています。その中に1番に出てくるのは、離島の命綱とも言うべき離島航路抜本拡充のため法整備を早期に実現すること、離島航路を海の国道として位置づけ、JR並み、本土交通機関並みに引き下げをすることということで特別に決議しているのではないですか。こういった精神をやはり県の離島振興計画にきっちり入れないから、この後やるけれども、県の姿勢がおかしくなるといっていませんか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

県の離島振興計画、本年の6月に公表されたばかりであります。これを踏まえて、これからいろいろと県への働きかけも含めてやっていきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 何でもそうなのだけれども、一番大事なのは計画なのです。計画にきちんと明記されているかどうか。甲斐市長は、過去の議会の答弁では今回の離島振興法は我々そのものが試されているのだと言っているわけで、計画にきちんとした文言を入れてやらないことがおかしなことをつくっていくわけです。それで、具体的に小木航路の関係でお尋ねをします。上越市、佐渡市、新潟県、佐渡汽船が入ってもともと小木航路のあれをどうするかという話やっていたわけでしょう。負担割合なんかも決めたのだが、県がいち早くおらやめたといって本来12億円持つというものを債務負担行為に切りかえて飛び出た。そして、残った佐渡汽船と上越市と佐渡市で勝手にやれよというのがこの前の知事の記者会見ではないですか。離島振興計画にも責任を持つ県、ここにも資料に出しておいたが、補助国道ということで国道指定をされているから、国道の管理は新潟県のほうが責任を持たねばならないという立場でいえば、県の対応が悪かったと甲斐市長が言ったのだが、この間の県のこういった振る舞いをさせていることも含めて、私は離島振興計画もきちんとつくらなかつたし、あなた方は県にきっちり物を言っていないのではないかと思うけれども、その辺はどうですか。

○議長（祝 優雄君） 交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明します。

市長の答弁にもありましたとおり、私どもは赤字補填の転換あるいは協議会をなかなか開催していただけない一連の流れを含めて、絶えず疑問を抱きながら県のほうには申し入れをしてまいりました。しかし、現在のような状況になっているということでもあります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 資料⑦を見てください。間違いがないと思うのですが、新潟・両津間の新造船つくっています。60億円。そのうち佐渡市が21億円出している。県が一円もお金出さない。その下にあるのが小木航路、今回のものです。これも60億円という算定であなた方の資料をただちょっとつくりかえただけ

なものだが、県は赤字になったら債務負担行為で持つと言っているのだけれども、実際船を買うことについては佐渡市と上越市が持っている。⑧、これは平成22年です。議会に社長以下多くの方々が来て出した資料のときの一部です。一言で言えば、これは過去にも取り上げましたが、小木航路や佐渡汽船のジェットfoilも買ってくれというような中身でしょう、これ。今回の議会の答弁でいうと、印が押していてもちゃんと本人が来て渡しているのだから、これは公文書だろうと思うのだけれども、これを見たときに何が言いたいかという、社会資本整備総合交付金、これは全体の公共事業の枠の中で船に充てるのだったら使いますよというものだけれども、これは今までから見れば亜流ではあるが、一步前進しているのです、船をつくるということの公的補助ということでは。ところが、今度小木になったらまたそれよりも複雑になって、この間の議会でも議論があるけれども、上越市にもあったというけれども、小木・直江津間でいうなれば上越市は負担持てというのだが、では新潟・両津間やったときに新潟市は負担持ったかという声があった。それはそのとおりです。何を言いたいかという、上の社会資本整備総合交付金のようなあり方をも含めて、やっぱりきっちり県が責任を持って負担していく。だから、変な言い方だけれども、債務負担行為で12億円持つのもいいのだけれども、1億円でも2億円でも船を買うお金を県に持たせるべきだと私は思うのです。そうしないとこの後のジェットfoilのときにまたえらいことになりはしませんか。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 順序が逆になりますが、ジェットfoilを買ってくれというのは私のところへは来ておりませんので、これだけはまず1つお断りをしておきます。それから、7番のこの問題については、先ほど私ちょっと答弁申し上げましたが、協議会というのがあったのです。その中で検討をして、3月の25日の日に案だけれども、1つのペーパーが出たのです。それに基づいて走ってきたわけですから、その当時はやっぱりこれだけのものを負担する、これだけのものを負担するというものが明確に出ていた。それを途中であいうふうになったので、全く問題ないということで私は常にそれを申し上げているということでございます。当初の協議会というものの案がずっと来れば私はある程度すっきりしているんだと、そういうふうに思っているのです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 上越市でも問題になったし、この佐渡市でも問題になっていますが、例えば8月22日の日報、皆さん知っていますよね。上越市に佐渡汽船が行ったら、金出さないぞと上越市が言ったら、議論の入り口ではあるが、支援が縮小されるなら船買わないよ、やめるよということになって、佐渡市に参考人として来たときも専務だかがこれはこういった新聞の意味ではないと非常に平謝りしていた。そう思ったら、この前議員もどなたか取り上げたが、9月の9日にはカーフェリーの公的支援をお願いしますとあって、あなた方から公的な文書が9日に来て、翌10日には新潟日報、これは全く正しいと市長も言う日報なのだが、社長が金出してくださいと来ている。こんなことをさせているのが県なのではないですか。県が抜けたら抜けたでもいいです、負担割合の問題で。抜けたとしても県が仲介に入って、こういった横暴みたいなことを許させない立場でしっかり県が指導力を果たしていくべきだと私は思うのですが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のおっしゃるのは全くそのとおりだと思っけていて、私自身もそれですと来たわけです。だから、さっき申し上げましたように、協議会というものがあったのです、それは。いずれにしても、どういう方向でいくかという、当然協議会員もいた、佐渡汽船も入っているわけだから。そこである一定の方向が出て、我々もそうだな、賛同してこういうふうにいこうやと来たときころっといったわけ。しかも、ころっといったぐらいだったらまだ、許されないのだけれども、それを協議会をもうやらないというところが全く問題にならない。それについては、県のほうに何としても協議会をやってくれよということ強く申し入れているけれども、なかなかうんと言わないというのが今の実態なのです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 先日新潟日報に社説の下に記者の署名入りの文が出ていましたよね。あれは、まさに今回の事態を見ていて、こんなやり方で本当に離島航路がいいのかというものです。県の今回の対応、これまでの対応も含めてとてもひどいのだが、とてもひどいでは済まぬです。1部上場の企業で海上国道で県が約4割株を持っている会社に佐渡市が21億円借金してやっているのです。今度はまた8億4,000万円やるのでしょうか。30億円近い金やるのです。これは、みんな市民の税金なのです。離島振興協議会の先ほど紹介した特別決議でいえば、佐渡島民の総意として県しっかり頑張れ、31年問題で財政が厳しくなるというのだから、これはしっかり今からでもかけ合ってやらせるべきではないですか。佐渡から優秀な県会議員2人いるから、その方々も頑張ってくれているのだと思いますが、いないから言えるのですけれども、そういったスタンスは今からでも遅くないと思うのです、これは。今後のことを考えても債務負担行為12億円持つのは持つ、だが船体にもきっちり1億円でも出せ。出すべきなのです。いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 例えば次の質問になるのかと思いますけれども、下水道の問題もしかりなのです。これは、事務的に今進めてきているわけですが、これではだめだから、この議会中でももう一回私が行って副知事に談判をする、つまり離島振興法の精神というのが根底にあるではないか、そのことはやるということで議長のご理解もいただいたわけでありませ。これからも粘り強くこれをやっていかなければならないのですが、まず県の段階で私は計画が不備だったからということさっきからおっしゃっている。計画以前の問題なのです。新潟県がこれから振興するに当たって佐渡はどういう位置づけにあるのか、離島はどういう位置づけにあるかということが県の職員が全て理解していないということなのです。そこところから始まっているのです。だから、その辺のことをやっぱり我々は事務的に言ってもだめなので、私も立場が変わりましたので、上のほうにはその旨を常に話していきたい、要望していきたいと思っけています。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ほかの問題もやりたいので、ただジェットフォイルの支援の問題、甲斐市長のところには来ていないというのだが、交通政策課長も変なこと言うのだけれども、予算権限のない議会に対してこんな文書が来るわけなくて、本来ならば執行部で何らかのことがあつて議会に来ていた文書である。少なくとも議会にはこれはきっちり保管はされているし、私も持っているし、過去の議員は全員持っている文書です。そのことだけ強く指摘をしておきます。ぜひ海上国道問題、離島問題は離島にとって最大の課題です。しかも、この間金がないのだからうけれども、ないのだからあるのだからよくわからぬけれども、

こんなに佐渡市が出しているのです。確かに全国の離島に行くと、長崎あたりは離島が多いから、かなり県が支出しています。こんな12億なんていう半端な額ではないです、この前調べたら。また、瀬戸内海に行くと離れ島があるから、業者とそれぞれの自治体が負担して金を持っているみたいなどころもあるから、今回の小木航路のあり方は私は悪いとは言わぬが、ただ少なくとも離島振興法の角度、海上国道を少しでも国の負担にさせていきたいという精神があるのですから、ここはきちんと筋道を立てて、確かに県が言うことを聞かぬという問題なのだけれども、全国離島協議会のあれではないが、島民の総意として頑張るべきだということを強く指摘をしておきます。

時間がないので、流域下水道問題に移ります。具体的にはこれどんな内容になっていますか。一体県は幾らで買い取れと言っていますか。

○議長（祝 優雄君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 説明いたします。

先ほど市長が答弁したとおり、市の負担が最小限となるように、これから市長が副知事と交渉をするという段階でございます。議員の本日の資料の中で26億円という数字がございますが、この数字については県が今残っている残債の元金というふうに理解しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ですから、私どものあれではなくて、あなた方は一体幾らの額で交渉をしているのか、この26億円については過去の新市建設計画等特別委員会であなた方は9億円は返して云々ということを書いたので、県は一体幾らと言っているのですか。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

流域下水道の移管につきましては、県、佐渡市それぞれの立場から数字を調整しているところでございます。最終的な考え方について、事務的にも調整がつかないところでございますので、改めて市長から県の方に行くという状況でございます。したがって、現段階で数字を申し上げる状況ではないということでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 資料⑤に示しておきましたが、あのときも問題になったのだが、その記者はもういなくなったそうだが、この新聞記事、整備費の65億円と書いているのです。すると、もともと大体かかった費用は幾らか。幾ら返済をして、残りのうちどれだけ持てと言っているかというそのぐらいはわからぬのですか。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

議員ご指摘のこの日報の記事の65億円ですけれども、これは県に確認したところ、また日報のこちらの記者に確認したところ、出どころとしてはちょっと不明なところでございます。この65億円が誰からどういう説明があったかというのは不明ですが、現在新潟県と交渉しておりますのは県の残債について平準化債含めて佐渡市にどう移管をするか、所有権と管理権の移管含めて協議をしているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私ども議員団で実は9月4日に県に行ってまいりました。市長と会ったではないですか。行ってまいりました。そのときに下水道課長の久須美さんとお話をさせていただきました。県が言うにはこう言っているのです。全体ではトータル65億円、25年の残債は31億円なのだと、交付税云々いろいろあるが、12億円で、こう言っている。これは、私ども日本共産党議員団としてやった回答で、録音も残っていますから間違いない。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

12億円程度の数字が議論に上っているのは事実でございますけれども、その平準化債の借りかえの金利をどう設定するか、あるいは消費税をどう支払いをするか、そのタイミング、利率も含めて、そういった細かい数字も調整しているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、私が今言ったのは元金なのだが、12億円なんていうものではなく額がふえるということを今言いたいのだろうと思うのだが、先ほど市長も国にも働きかけているというふうにお話あった流域下水道問題。確かに流域下水道問題は、下水道法自体がこういった事態を想定していなかった。私は過去にも何度も言っているのだが、流域下水道は離島では佐渡市だけなのです。離島振興法を見てもわかるのだけれども、佐渡市だけなのです。島というところは簡易水道であったり、普通の島は小さいからそういった小さなもので間に合う。ところが、県はあのかの昭和の終わりのバブルのはじけたときに景気浮揚策として佐渡市の5カ町村に大きな事業としてこの流域下水道を押しつけたのです。私そのとき真野町の議員だからはっきり覚えています。この経過からしてもやっぱりきっちり県が持つべきだし、前回の議会で言いましたが、自民党の現政調会長の高市早苗さんが奈良県の問題だろう、国に質問趣旨をやって法改正をやるべきだと言っているわけで、ぜひ高市早苗政調会長に働きかけていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 国の方針としてこういうことが予期できなかったということもあるのであります。それから、私どもは離島であるということは7つの市の中で私は特別それを申し上げております。つまり具体的に言うならば、いわゆる接続率が90とか95になったって、これは採算とれないのです。採算がとれれば何ら問題ない。そういう状況の離島でありながら、これを画一的にやるということはおかしいということを申し上げています。それから、高市政調会長の場合は私どもは要望活動して、まだお会いしていません。ただし、政調会長のご出身の地域も同じ問題を抱えている。それは、県に対して、どうも国がやるのではなくて県に働きかけるというような方向で今進んでいる。だから、私もこれから県のほうに行くというのがそういう狙いもあるわけです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 下水道課長かな、佐渡市の下水道料金は県内でトップ、全国的に見てもたしか夕張市よりも高かったというふうに私は思っているのだけれども、高い原因はこういった無駄などとは言わぬが、大きな事業があるから、結果高くなっていると思うのですが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 説明いたします。

当市の場合は、都市部と違って住宅は閑散としております。そのために管路を引くためのコストが高い。コストの割に接続率が悪い、効率が悪いという事業を行っております。そういう面で料金が高くなっている。現在は、8月までの使用分については全国4位という平均水準でございました。9月使用分から若干値下げをしましたので、若干順位が下がっておりますが、いずれにしろ高い料金で運営していることは間違いありません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今の解説だと私の言うとおりのことです。離島だから、しかも佐渡は広いところに点在しているから、下水道事業をやるとするならばまとまったところに施設をつくっていったほうが、水道も同じなのだけれども、正しいのです。ところが、大きなところに幹線走らせるから、下水道料金というのはこの施設を維持するための料金を逆算してかけるわけだ。だから、高くなっているのです。これも半端な金額ではないのです。県がこれまでの経過から見てもしっかり負担をしていく。ちなみに言っておきますと、私どもがそのとき久須美課長から聞いたのは、移管した場合どうするかといったら改修費の問題が出るだろうと、改修費については流域下水道のほうが補助率が高いから、やっぱりそういったことも公共下水道になるのだけれども、そういったことはやらなければいけないと、こんなふうに言っていました。が、その辺はどうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のおっしゃっているのは久須美課長の話でありまして、私も久須美さんと話したのです、ついこの前。それが納得できぬから、これから行くのであって、久須美さんの言っているのが正しければそのとおりそうしますということになる。それではうまくいかない、それではだめなのです。離島という特質があり、そのことをやっぱり県が面倒を見てもらわなければだめなのだよということを知ってもらわなければならぬから行くということなのです。そういうことで、久須美課長の言っていることもちゃんとわかります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 維持管理費の7割について、これは何を言いたいかということ、公共下水道は小さいから軽トラックなのです。軽トラックのタイヤがパンクしたら修理する金と10トンダンプのタイヤを修理するには幾ら70%でも出る金が違うのです。何を言いたいか、私は前から言っているのです。これ百歩譲って佐渡市が受け取らなければならないとしても県の維持管理についてのかさ上げ措置をしっかり負担を持つ、そうしないと今言ったように軽トラックではない、10トンダンプ規模の事業なのだから、修理といったって単価が違うのです。ですから、これも実は県政の問題で、県会議員がいないから言うのだけれども、県会議員にもぜひこういった問題を頑張ってもらわなければだめだと思っている。時間がなくて、図書館問題に入ります。また時間があつたら戻りますが、今のは本当に財政が厳しいというのだったら県にしっかり責任果たさせる、県政の光を佐渡に当てさせる、このことを強く指摘をしておきたいと思いません。

図書館問題に入ります。まず、資料に示しておきましたが、資料の㉑、いろいろ言うのだが、午前中も

いろいろ言っていたのだが、3月時点で言ったように地域の図書館を教育委員会の方針は支所、行政サービスセンターに入れることを基本、これがポイントだといって議会では説明したけれども、基本として意見交換会にもなかった中央図書館の増設か新設、増設で7億、新設で17億とあなた方は言ってきましたが、そうやる、もしくは庁舎建設の合築もやるということを行っているわけだが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

意見交換会では、それらの声が少なかったのですが、やはり1カ所はもうちょっときちっと整備した図書館が必要であるというように、私たちはそのように考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） それは市民へのだまし討ちではないですか。当初は、財政が厳しくて600万だか700万円の経費削減のために地域の図書館の効率化をやらなければならない、だから支所とかに入れて職員を兼務化させる。中央図書館の増設をやる云々というのだったら、最初からそう言わなければいけないではないですか。それを言わずに10地区で急遽説明会をやったのでしょうか。あなた方の教育委員会で今教育長が言ったとおり、10地区での意見交換会には笑いながら本当になかったのだけれども、私はやっぱり欲しいみたいな話ではないか。これは、市民への説明責任を果たしていると言えると思いますか、これで。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） 基幹となる図書館を整備充実をしたいということで考えてきまして、整備充実という中には当然最初の段階では増設できるかなというようなことも考えておりまして、そのことは最初から整備計画という中には増設ができるのかなというようなことを考えておりました。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 何言っているかわかりますか。私はわからない。あなた方10地区で説明会やったときに本館の建設も実は入っています、考えています、ちらっとは言っていたけれども、それは亜流の亜流だよ。意見交換会で出たのは、中央図書館充実云々というならば中央よりもそんなことだったら地域を充実してくれというのが市民の圧倒的な声だったではないですか。そこで聞くのだけれども、甲斐市長は平成24年の12月の議会で金田議員の質問に答えて、図書館の建設については計画では現在の中央図書館の東側の用地の云々として増築だというふうに、12月議会ではこんなふうに答弁しているのです。それから舌の根も乾かない3月に今度はああやって腹の中にあつたのがこんなにも変わったのはどこで変わったのですか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをします。

増設ということは視野の中にあつたわけですが、3月議会のときだったでしょうか、庁舎の建設計画ということも出てきまして、そうすると例えば一つの方向として、では庁舎の建設計画とあわせて何とかできないのかなということも視野の中に入れて、そうするとあながち増設だけではないのかというふうに、今そういうふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 甲斐市長が言ったことを教育長が答弁してくれたのだけれども、前回も言いましたけれども、財務課長、庁舎の担当の課長いますよね。庁舎のアンケートに地域の図書館を潰してまで本庁舎は要らないというパブリックコメントの声があったはずですが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） ちょっと中川君、悪いのだけれども、もう一度正確に質問してみてください。
中川直美君。

○8番（中川直美君） では、いいです。前回言って、財務課長もうなずいていたから、後で見たかなと思ったら見てもいないし、考えてもいないしということがよくわかりました。そこで、少なくともホームページ上にも出ているけれども、そういった声があるのです。そこで、これは市長に聞きたいな。1つは、市長の発想の中で人口減、少子高齢化なので、コンパクトなものと言っているのだが、高齢社会対策基本法の第1条、第12条にはどのように高齢化社会に対応しろと書いてあるか知っていますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） その法令について私は承知をいたしておりません。ただし、コンパクトという考え方はごく単純で考えればいいと思うのです。それぞれ過疎になったり高齢化が進んでくる。そのときに何々の用事はここへ行く、何々の用事はここへ行くという、そういうことではなくて、なるべくコンパクトなものが必要ではないですかということで、支所の中に全部入れろなんていうことは言っているのではないのです。方向としてはそういう方向ではないですか。もっと言うならば、本線南線上に全部集めれば一番いいのです。そんなことはできない。したがって、そういうことを申し上げているのであって、それがイコール全てのものが支所の中に入るということではないわけであります。方向としてそういうことを申し上げたということです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 高齢者対策基本法について言えば、これは日本の過疎、高齢化に対してどう対応するかということをつくった法律です。この中で言うと、例えば高齢者の社会参加をするような対策をとれ、生涯学習の機会を確保するような施策を講じると、こう書いてある。コンパクトシティという概念は、1990年代、ヨーロッパとアメリカで人口減に対して都市型をどうしていくかというもので、農村地帯はまた若干都市計画上の考え方が違うし、まだ確定もされていないものだが、ではちょっと具体的にお尋ねをします。3月の時点と図書館の計画はほとんど変わっていないどころか、中央図書館を建てるというからえらい変わっているのだが、例えば⑤に示しておきました。各地区の図書館の面積です。これを例えば本庁建設との絡みで見えていくと、独立している真野と小木を除くと全て入ってしまうと私は思うのですが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

今考えているのは本庁舎ということですので、これを全部合計しますと三千百何ぼになりますけれども、そうではなくて1,155、ここに一定の機能を追加したものを入れられないかということで今検討しているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番(中川直美君) いや、私が聞いたのは地域の図書館については支所に入れて効率化、合理化することが基本だというのはあなた方の、兼務職員対応も含めて、ということかというと、地域図書館、真野と小木は独立していますから、それ以外は全てあなた方が今計画している支所に入ることになりはしませんか。

○議長(祝 優雄君) 社会教育課長。

○社会教育課長(小林泰英君) ご説明いたします。

面積的なものはそのとおりなのですが、それが入れるだけの物理的なスペースがあるかどうかということを検討しながら、調整が整ったところから実施したいというふうに考えております。物理的にどうしても入るスペースがないところについては、継続して検討していきたいというふうに考えております。

○議長(祝 優雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) いろいろ聞いた、例えば両津の支所については前にある佐渡島開発総合センターに入れるというのが、そういう構想がある。構想でいうと、例えば両津を見ていただければわかるのだけれども、これは多分間違いのないと思うのだけれども、畳換算で110畳です。しかも、あそこには過去にコーヒーなんか出していたのもあるし、最近そんなの出すのは図書館は当たり前になってきていますから。逆に言えば、両津でいえばあそこに入れたほうが110畳よりも広くなるし、そうなりかねない。例えば佐和田でいえばこの面積でしょう。57畳でしょう。本庁舎建って議会がいなくなったらそこすっぽりあいてしまいます。2階か1階かという問題はあるのだ。入れれば十分今よりも広いスペースを確保できるということになってしまうのです、実は場合によれば。そういう意味で見ると、ほとんど私は入ると思うのですが、本当にまだ検討しないと入らないと思っていますか。

○議長(祝 優雄君) 社会教育課長。

○社会教育課長(小林泰英君) ご説明します。

入るスペースがあるところは既にあると思っておりますが、まだ耐震等の整備をしないと入れないので、そのタイミングを見て検討していきたいというふうに考えております。

○議長(祝 優雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) 市民がこの間ずっと言っているのは、市長は真野タウンミーティングで言ったけれども、支所に図書館を入れることがなぜ悪いのか教えてくれと言ったけれども、市民は地域の図書館を支所の中に入れてほしくないのです。それはなぜかといったら、支所には行きたくないのです、一言で言えば、わからぬでしょう、行政マンだから。若いお母さん方は言うのです。本庁や支所に行くと暇なのか、じろじろ、じろじろ見られて本当に嫌だ。実はこういったポイントが大切なのです。全国的に確かにそういったところも生まれているのも知っています。それともう一つは、あなた方専門でしょう。日本図書館協会と言うところの図書館の建物というのはどうあるべきだと言っていますか。

○議長(祝 優雄君) 社会教育課長。

○社会教育課長(小林泰英君) ご説明します。

設置に伴う良好な基準というのが出ているのはわかっておりますが、建物自体をどうするかというのはちょっと頭の中に入っておりません。済みません。

○議長(祝 優雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) あなた方図書館建てたいそうだから言うのだが、見れば出ています。古典的な図書館論でいうと、図書館というのは独立した建物で、図書館の自主性を担保しなければならないとなっているのです。仮に合築にするにしても、そここのところを生かした計画をきちんと練ってやりなさいと言われている。最近ちょっと違うので、新しい図書館像は大分違うのだけれども、なっているのです。では、聞きますが、今の金井の図書館は何年に建てられて、そういった基準から見たときに建てかえが要するような図書館ですか。

○議長(祝 優雄君) 社会教育課長。

○社会教育課長(小林泰英君) ご説明します。

建築年は平成4年の4月というふうになっております。もともと蔵書能力が8万5,000冊でございました。現在おおむね13万冊くらいが書庫等で横積みになったり、二重に書架に入れられたりしておりますので、蔵書スペース等が十分確保されていないというふうに考えておりますし、また子供の来館者が多い中では子供の声が逆に勉強したい、読書をしたい、集中したいという方々に騒音となっているというふうな状況も報告を受けております。

○議長(祝 優雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) これも見ればわかるのだけれども、日本図書館協会によると、最低基本のやつは800平米で5万冊、クリアしているのです。しかも、平成4年でしょう。何も耐震がきいていなくて、すぐ建てかえなくてはいけないという話でも実はないのです。そういったこともわからずに図書館を建設するというのは私は無謀だし、文科省の図書館建設についての考え方についていえば、まずどういった図書館活動をやるのかという、そういった政策をきちんとやりなさいよと。さっき教育長はいろいろ読んだが、あんなものはどこに書いたって俺だってすぐ書けるような中身です。佐渡の地域に合わせた図書館活動をどうやるのか。午前中もあったけれども、海士町では島まるごと図書館構想ではないけれども、利用者を住民と双方の計画に基づいてきっちりやる。ただ単純に金がいいから一緒に入ればいいというものではないと言っている。しかも、今甲斐市長が言ったように人口減、高齢化の中であるべき図書館像が変わっているのです。前回もちょっとインターネットの発展云々で言いましたが、今高齢化の中で図書館がどういう役割をするのかとって、アメリカも韓国もそうだし、高齢化の中でどういった対応するのか、そういったこともきっちりやったり、逆に言えばこれだけ高齢化が進んだ島なのです。今までは、児童サービス、ヤングサービス、ビジネスサービスみたいなのが一般的にはあったのだけれども、高齢化の時代における図書館サービスどうあるべきかというのが実は図書館の世界の中で非常に問われている。春先来たイタリアの世界中を回っている図書館アドバイザーの方によると、古典的な図書館像であってはあなた方が思っているように図書館というのは単に本を貸し出すだけという施設になってしまうから大胆にやっつけ。その方が言うのは、今人の集まる場所に確かに図書館を置かなければいけないのです。そうやってどうやっていくかということをやったり基本に据えるべきだと言っているのだけれども、少なくとも支所の中……支所と言うからわかりにくいので、市長首かしげたけれども、税務署の中に図書館があったら、私は絶対行く気がしないです。それと同じことで、図書館は誰でも気軽に集まれるところにしてほしいというのがこの間の市民の声だし、赤泊のタウンミーティングではこうだったではないですか。図書館建てる、金井にはもう立派なのがあるのだから、羽茂とか南部、こっちに建てるべきではないかという声あったではな

いですか。それこそ健全なものだし、あなた方みたいに合併特例債が借りられるからとってばたばたとやる、こんなことをやって佐渡市の図書館政策を失敗させるべきではない。甲斐市長も言ったけれども、図書館は人をつくるものです。甲斐市長は図書館とは言わないのだけれども、人をつくるものです。甲斐市長は、地域のにぎわいをつくりたい、支所を云々したいとやっているわけでしょう。私は、そのことには応援するのです。そういう意味でも、ここはたかだか図書購入費でいえば⑩に示しておいたけれども、これは統計上で見るとこうなるのです。館数というものが出ます。館と室の違いというのだけれども、統計上では図書館というものは佐渡の場合は5つあるという計算で出るのです。こうしたときに1館当たりは169万円でしょう。県20市の中で一番低いのです。だから、市民が言っているのは、何もべらぼうな金をかけてくれと言っているのではなくて、相川でいえば前に言ったようにそれなりの専門の方を置いてくれ、そして地域の図書館にももう少し図書購入費ふやしてくれないか、こう言っていることも聞き入れられない市政で一体何だという声もあります。市民が言っているのはそういうことだと教育長、思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

やはり議員がおっしゃることも一理あるかと思うのですが、例えば現実問題として10カ所どうするかというようなこと、それから平成31年問題のことを考えまして、そうするとどういう工夫ができるのかということで私たちに考えておりますので、そうするとやはりコンパクトというか、集約化するというのも一つの方法なのかな。そして、例えば地区教育係が非常に大変だけれども、兼任をするということも必要なのかなというようなことを考えまして、来年度は少しずつそういうことを試行的にやってみたいというように思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ⑩に示しておきました、これはほぼ教育委員会の会議録から引っ張ってきたものです。あなた方は何と決めましたか。中央図書館を新しくしたら、資料館や行政資料室、DVDだ、CDだ、業務量ふえるではないですか。そんな中で24年度と同じ予算にしたら、幾ら支所に入れようが地域の図書は本棚に予算回らないと思います。今は、では一体地域の図書館に、午前中もちょっとあったのだけれども、1図書室当たり幾らぐらいの図書購入費を回していますか。そして、あなた方今言った中央を充実したときに同じような金が24年度予算の著しく上回らない方向で回っていくと思っているのですか、ちょっと教えてください。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

1地区、その総額、9分館の総額というものについては把握しておりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ⑩、利用状況と面積見てもらえばわかるのだけれども、例えば貸し出しでいうと中央は全体の33%です。だけれども、来館者数でいうと52%もいるのです。だから、意見交換会で市民がよく言ったでしょう。貸出量イコール業務量と捉えるなという声あったではないですか。このことを如実に示しているものだと思うのです。さっき言った本の物置場と言われているのが畑野なのです。私言ってし

まいりますが。あそこに行っていた職員の行く回数、⑱なのだけれども、減らず。そうではなくて、魅力あるものにすれば人来るのです。活用するのです。支所の問題言っただけでも、インターネットが発達して、こういったときに、しかも高齢化になるときに支所そのものの能力が極めて高いものが求められると今言われているのです。ほんの兼務でやれるものではないのです。意見交換会であったではないですか。社会教育係というのは、司書のこともやれるようなそんなに暇なのかということがありました。時間がないのでまとめますが、あなた方は意見交換会で市民に説明をしたのだが、市民に説明もしなかった図書館の充実、建設を決めて、一方で地域の図書館は3月のときとほとんど変わらないという計画でしょう。これが本当に何のために意見交換会をやったのだから、市民が怒っておるわけです。これは、行政のあり方としておかしいと思いませんか、市長どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私、話が見えない部分がいっぱいあるのでありまして、頭が悪いのかわかりません。ただ、私が教育長から話を聞いて前から申し上げているのは、図書ということについては私は専門ではありません。したがって、図書の重要性ということは教育長から話を聞きます。その上で判断します。それで話を聞いた。それは、さっき言った2点なのです。そこに私は集約をして、そして教育長にそれを返したと、こういう形でやってくださいよと、こういうこと。そのことは私は間違いではないと思っているのです。それと場所の問題ともう一つは図書の経費の問題でしょう。そうではないですか。それを一緒にたのがさっとしていっているものだから、どうもなかなか私も前が見えないのだけれども、そうではないかと思っている。だから、図書の本がどうであるかというのはその次の問題なのです。私が教育長に指示したのは、図書の内容、質というものはどうあるべきか、それは充実してくださいよ、それからそれをうまく運営する人員体制というものの整備をしてくださいよということ、この2つが重要なのではないですか。タウンミーティングのときにこういう話ありました。たしか赤泊だと思えますけれども、赤泊の人は基幹図書館を持ってきてくれと言ったのです。それはどこの人だってそう言います、はっきり言って。これは赤泊ではなくとも、両津の人だって言うかもわかりません、そのことは。だって、すばらしい本があっという図書館ができるのだから。それは地域の人たちの考え方です。だから、私はそのことを全く無視するつもりはありませんが、ご意見は聞きますが、そのことを一々全部やったらまとまるものもまとまらないです。したがって、平成31年度とさっきから言っていますが、そのことも考えていかなければならない。そのときに一番いい方法は何だかということで、基本的な考えの2つだけは申し上げてきたわけです。そのことに私は間違いはないと思っている。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長の補足説明を許します。

○社会教育課長（小林泰英君） 先ほどから地域の説明会の中で基幹図書館の整備について説明がなかったというご発言がありましたが、私今資料を持っておりますけれども、中央図書館の整備について説明をさせていただいております。その中で中央図書館は施設を整備し、行政資料スペース、閲覧室、多目的会議室、談話室、駐車場の確保を行い、利用者の利便性を確保しますということで、中央図書館の増築絡みの整備、ここには増築という言葉は出ていませんが、そこも整備させていただいておりますので、全くそこで説明しなかったということはなかったということだけつけ加えさせていただきます。お願いします。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私が市長に聞いたのは今の程度なのです。わけのわからぬ程度。ところが、最終的に意見交換会を聞いて明確に増設、新築、合築を決めた。意見交換会でこう言っているのです。きょう教育委員長いないけれども、ほぼ原文どおりです。もう一つ私気になっているのが中央図書館を充実する点、これについては意見交換会では充実せんでいいとは（笑いながら）言わないが、余り充実させてもらいたいという声が少なかった、委員の方はどうですか、こう言っている。つまり説明をしたけれども、意見交換会ではなかったと言っている。だとしたら何のため意見交換会をやったのか。意見交換会というのは市民の声を反映させるためにやるものなのです。そう思いませんか、市長。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それは、市民との意見交換ですから、趣旨はそのとおりであります、そのとりにやっていないということになれば、これは私というよりも、教育委員長は今いないけれども、教育長もいるわけですから、そこはちゃんとしっかりやらしてもらわなければ、私が説明会に出ているわけでもないわけですから、だから私は何度も申し上げた、当初に言ったように私としての方針は出します、それを言ったのです。それをやっているから、間違いないと思っているのですけれども。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、市長、私は意見交換会にはなかったことをまだやっていると思うので、再度説明が足りないということで説明するように要請していただけますか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

9カ所で意見交換会をしたわけですから、市民のご意見はご意見としてそれは受けとめます。ただし、ご意見をおっしゃられたこと、それをそのまま全てやるということでは私らの主体性のようなものもあるわけですし、だからご意見の中で私は工夫してやることは頑張ってやっていきたいと思いますが、ご意見があったからそれをそのままというわけではございません。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 教育委員会に主体性があると言われたので、思わず吹いてしまいましたが、違うのです。あなた方言っているでしょう。市民の声はなかったけれども、私は欲しいというのでしょうか。だったら、教育委員会が欲しいと思っているが、市民の方いかがですかともう一回10地区でやってみたらいかがですか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えいたします。

もう一度また回ってということは、ちょっと今のところそのことは考えていません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） もうちょっとやりたいのだが、時間がないのだけれども、幾ら詰めてもあかないようです。政治の主人公は市民です。まず、1つは市民の声をしっかり受けとめる。中央図書館の整備充実だとかという言葉でごまかすのではなくて、その中身は意見交換会にもなかった増設、新築、合築、7億円から17億円、こうなのだとことをやっぱりしっかり市民に話をして判断を仰ぐべきなのに、あなた

方は判断を仰がなかった。図書館協議会のところで言ったではないですか。あのころは熱がばっば、ばっばしているものだから、やっと冷静になったので、図書館協議会の皆さんには話せますがとやっていたではないですか。それは、主権者の市民に対する裏切りであるということを強く指摘しておきたいと思いません。

次に、雇用問題に行きます。時間がありません。では、ここに図書館の人員も書いておきましたが、あなた方は今回の図書館再編計画の中で、今ほとんど臨時の職員の方、非正規の方ばかりなのですが、この職員の首を切るなどとか、あるいは職場を転換するなどということをする計画はありますか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

この後の整備計画等もござりますが、ここで雇用状況をそのまま何とかしますということ、ちょっとその確約はできないということでご勘弁ください。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ⑩、市長どうですか、今のあれを聞いていて。市長は、就任直後から民間の会社に対して雇用確保を要請して回ったのです。ところが、今非正規で頑張ってくれている地域の司書の首を切るかのような話を言っていました。これは、やっぱり図書の実、高齢化だからやっぱり手も要るのです。そういう意味でいうと、こんな企業に雇用を頑張れと言っておきながら、自分たちのところの非正規の職員を首を切るというのは私は問題だと思うので、市長どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、図書館の臨時の職員を首切るとかどこかへ左遷させるとか、そんなことは言っていない。だって私のほうで臨時やるのだから。ちゃんとそれは守ります。守るといのは適正にやります。そんなあっちが気に入らぬからどこかへやるとか、そんなものは人事ではないです。人事というのはそんなものではないのです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） わかりましたか、教育長。

保育士の処遇改善へ行きます。⑫、佐渡市の場合は私立の非正規の職員のほうが賃金が安いのです。保育士の処遇改善は、これは保育士の離職者やいろんな者もいるから、保育士の賃金を少しでも上げるものだから、本来ならば公立の臨時の保育士の賃金を上げることに使うべきというのが考え方と思いますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） 公立保育園のことでしょうか。公立保育園につきましては、前から申し上げていますように賃金体系につきましては現在の佐渡市の賃金単価で対応させていただいております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 総務課長、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 総務課長。

○総務課長（計良孝晴君） 説明します。

今ほどの資料でも見させていただきましたし、社会福祉課が出した資料についても確認をしております。

確かに市立のほうが低いという状況になっております。

- 議長（祝 優雄君） 中川直美君。
- 8番（中川直美君） 改善する気はありませんか。
- 議長（祝 優雄君） 総務課長。
- 総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

国から来た補助金につきましては、私立のほうへということでありまして、またその趣旨におきましても待機児童ということがありまして、先ほど市長が答弁しましたように今現在では考えておりませんし、この後、この春先ですが、一般職員も給与カットを県に準拠してやりましたし、その関係もありまして今のところは現在考えておりません。

以上です。

- 議長（祝 優雄君） 中川直美君。
- 8番（中川直美君） それでは聞きますが、最近採用の多い臨時職員、地域おこし協力隊の月の給料は幾らですか。
- 議長（祝 優雄君） 総務課長。
- 総務課長（計良孝晴君） 説明いたします。

手元に正確な数字はございませんが、臨時職員ということで雇っておりますので、6,300円の20日分だと考えております。

以上です。

- 議長（祝 優雄君） 中川直美君。
- 8番（中川直美君） 違います。16万8,000円だかではないですか。1日当たりだと8,000円、時給千幾らです。違いますか。
- 議長（祝 優雄君） 農林水産課長。
- 農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

地域おこし協力隊につきましては、総務省のほうから連絡といいますか、指示がありまして、給与の部分としておおよそ年間200万ぐらいをめぐりに交付金として対応されるということになっておりますので、中身的にはおおよそ年間フルに働いたときに200万、事務費として150万ということで、350万の経費が特別交付税で認められているということで、これに合わせて歳出のほうを盛り込んでいるという状況でございます。

- 議長（祝 優雄君） 中川直美君。
- 8番（中川直美君） つまり保育士は、資格を持っていても今言ったように年間165万9,000円なのです。地域おこし協力隊、ホームページの募集要項を見ているから間違いはない。雇用は景気回復に大変必要です。ぜひ見直すべきだということを強く述べて、私の質問を終わります。
- 議長（祝 優雄君） 以上で中川直美君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時22分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔20番 近藤和義君登壇〕

○20番（近藤和義君） 北方領土返還要求運動新潟県民会議会長の近藤和義であります。本定例会最後の一般質問をいたします。

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島から成る北方領土は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であります。その面積は、国後島が佐渡島の1.8倍、択捉島が3.7倍、4島の総面積は約6倍で、福岡県や千葉県面積に相当します。この4島は、終戦直後にソ連軍により不法占拠され、1万7,291名の島民は島を追われ、その実効支配はソ連が崩壊しロシアとなった現在も続いています。近年ロシア政府は、北方四島における社会インフラ整備事業を強力に進めています。近藤資料ナンバー2の写真のとおりであります。また、2010年11月にはメドベージェフ大統領がソ連、ロシアの首脳として初めて北方領土国後島に上陸し、その後も関係閣僚が訪問しています。このような動きは、北方領土が我が国の固有の領土であるという日本の法的立場と相入るものでは全くありません。また、ロシア政府は第二次世界大戦の結果としてこれらの島々がロシアの一部になったという主張を強調するようになっており、これに対して日本は北方四島は日本の帰属が確認されれば返還時期と方法は柔軟に対応すると理性的に問題解決を呼びかけています。私も四島の日本への帰属が両国により確認された場合は北方領土に現在居住しているロシア国民については、彼らの人権、利益及び希望は北方領土返還後も十分に尊重すべきと考えています。北方領土の日本人の島民は、スターリンにより強制退去させられましたが、現在居住している人々が同じ悲劇を味わうことのない解決をロシア政府とともに講じなければいけないと思っています。安倍晋三総理とプーチン大統領は、本年4月の会談で北方領土交渉を再スタートすることで合意したことを受けて、去る9月5日のG20サミット開催時、ロシアでの日ロ首脳会談では、北方領土交渉の打開に向けて友好的で落ちついた雰囲気の中で進めていくことで一致し、来る11月1日、2日に東京で外務防衛閣僚会議、2プラス2を初めて開催することで合意しています。また、山本一太沖縄北方担当大臣は9月後半、現職閣僚として8年ぶりに国後、択捉両島を訪問する予定であり、これらを通して北方領土問題が大きく前進することを期待するものであります。アジア、太平洋地域の戦略環境が大きく変化しつつある中で、日ロの関係の発展は両国の戦略利益にまさに合致します。しかし、日ロ両国の間に真の友好関係を築くには領土問題を棚上げすることは絶対に許されず、この問題を解決し、平和条約を締結することがこれまで以上に必要になっています。領土問題は国家の主権にかかわる基本的な問題であり、北方四島が当然日本に帰属すべき領土であることを国民一人一人が正しく認識して、国民世論を結集し、政府の外交交渉を強力に支援していくことが重要です。そのためには地域、職場、家庭からこの問題を発信し続けていただき、運動の輪をさらに大きく広げていくことが肝要と考えています。新潟県民会議も設立30周年を節目に、今後も目的達成のために同志一丸となり、さまざまな運動や事業を展開してまいります。佐渡市民の皆様には、さらなるご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本市は大口滞納者10者で固定資産税未収金全体の約65%を占めており、年々その金額と割合が増

加しているという全国他市に例を見ない極めて異常な状態にあります。私は、佐渡市合併直後から本会議や委員会等で声を大にしてこの対策を訴え続けてきました。しかし、改善するどころか近年は悪化の一途をたどっており、理事者と担当職員の緊張感の欠如と怠慢の結果であることを強く指摘します。これらの滞納者は、上水道料金大口滞納者とも重複しており、まさに正直者がばかを見ている現状を早急に打開し、税負担の公平性と市財政運営の基盤を確保するため、佐渡市を挙げての緊急対策が不可欠であります。特に平成24年度は、固定資産税大口滞納者の市税未収金全体に占める割合が前年対比4.3%も増加しています。今回私は決算審査特別委員長に指名されていますが、的確な収納対策を講じなかった執行部の怠慢が決算審査特別委員会の審査の大きな焦点になるものと考えています。

去る9月1日に佐渡北方沖地震と津波に関する特別番組が放送されました。日本の津波堆積物調査の第一人者、北海道大学名誉教授で内閣府南海トラフ巨大地震モデル検討会委員、国交省日本海における大規模地震に関する検討会委員を務める平川一臣先生により、日本海側では約1,000年の周期性を持った巨大津波が発生していることが実証されています。先生の調査の結果、佐渡の場合、前回の津波は800年代後半であり、ことしで約1,100年目となり、大津波の発生が差し迫っているとの報告がされています。加茂歌代山中の三艘船伝説は千年津波と考えられるとの小菅徹也先生の報告もあります。大津波発生時は、特に湊、夷地区の壊滅的な被害が予測されており、その対策が急務と考えます。佐渡での平川先生の調査と報告会は、昨年からことしにかけて5回開催されています。現在新潟市では、津波避難ビルに公共83施設、民間13施設が指定されています。本市においても浸水予測区域の津波避難ビルの設定と周知及び訓練は早急に実施すべきであります。平川先生によると、予測されている佐渡北方沖地震による津波は佐渡で最大6メートルであります。市役所本庁舎フロアの海拔は1階約10メートル、2階約14メートル。3階約18メートルで、予測されている津波の影響を受けることなく、対策本部としての機能を十分果たすことができます。また、本庁舎付近は県のハザードマップの浸水区域には入っておらず、安全性は極めて高いとされています。9月1日の放送では、以前から全国的に注目されている高知県黒潮町の避難カルテが紹介されていました。犠牲者ゼロを目指す同町が各世帯ごとの避難動向を調査しているものであり、本市の浸水予測区域においてもその対応が必要と考えます。

佐渡市の図書購入費は年々削減をされています。離島振興法の離島活性化交付金を受けるための県離島振興方針の3本の柱の1つに、芸術、文化活動、生涯学習の環境づくりがあります。佐渡市の図書館、図書室への図書購入費がこの離島活性化交付金の交付要件に該当させるための要請を含め、国県の補助金や交付金等の適用も検討して、離島を市民のハンディを考慮し、長岡市、五泉市、新潟市や同規模離島並みの市民1人当たりの図書購入費を予算化すべきであります。

それでは、これらを含めて具体的に質問します。1、国境離島市長としての北方領土問題に対する見解。

2、交付税一本算定に向けての財政計画。(1)、平成31年度までの人口、市税、交付税、市債、予算規模等の推計。(2)、市税等未収金の具体的解消策。(3)、三役の報酬を削減して自ら改革の姿勢を示すべきではないか。

3、農林政策。(1)、平成25年産米の仮渡金大幅引き下げに対する市長所見。(2)、休耕地における促成桐栽培の可能性と国内クレジット制度及びJ-V E R制度の内容。(3)、サドガライト(仮称)、もみ殻プラス畜ふん燃料の特許の取得を目指すべき。

4、津波対策。(1)、避難ビル指定の進捗状況。(2)、津波避難カルテの必要性。(3)、本庁舎の災害対策本部としての安全性(1階、2階、3階の海拔)。

5、国府川流域下水道移管に係る佐渡市負担の県との交渉の進捗状況。

6、平成26年度の図書購入予算額の見込み。

7、障害者手帳交付申請手続と周知方法。

8、先天性風疹症候群発症防止対策の現状。

9、路線バスは本庁ロータリーに回すべき。

以上1回目の質問といたします。

○議長(祝 優雄君) 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長(甲斐元也君) それでは、近藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、北方領土問題であります。まず、私の北方領土問題についての考えを申し上げます。歴史的にも、先ほど議員がおっしゃってございましたけれども、国際法上も日本固有の領土であるということでもありますし、そういう役割をこれからも担っていかなければならない重要な島であるというふうに考えております。したがって、基本的には外交問題でございますので、政府におきまして相手国に対して毅然とした態度をもって対応していくということを強く期待するものであります。また、先日講演会がございました。その際に近藤議員も講演をされておりましたし、また事務局の女性の方もお話をされました。それをお聞きする限り、北方領土返還問題に対して強い志を感じたところでございますが、私はそのときに一番感じたのはきょう近藤資料の2ページの下のほうに網かけがございまして、そのことはもちろん大事だと思います。その網かけの下です。つまり本当にこの北方領土というものに関して国民、市民がどれほど思っているのかということを実は考えてみました、あそここの場で。なかなかその点が余り考えていないというふうに私はとられました。したがって、まずこういうことが重要であるということ、例えば教育の場あるいは家庭の場、あるいは職場においての場づくり、こういうことが私は必要であるだろう。そういうことに関してこれからもまた議員等から、あるいはいろんな機関からのご指導を得ながら私どもがやることはやっていかなければならないし、私個人的にはそういうことをやっぱり広めていく必要があるだろう。北方領土だけではなくて、竹島とかああいふ問題もあるわけでございますので、その辺は毅然とした態度をとると同時に、やっぱり国民、市民がそれを理解をしなければならぬだろう。そのためには、教育というものが必要であるということを痛切に感じたところであります。

それから、交付税の一本算定に伴う財政計画であります。交付税の一本算定に向けての財政計画、これは実は現在見直し作業を進めておまして、今議会中にお示しをする予定としております。その中で1つのポイントは、交付税につきましては平成26年度から平成31年度までにかけて段階的に縮減をしていくということが制度的に定められているわけでございます。したがって、その金額を70億円程度というふうに今試算をいたしておるところであります。それをどういうふうにこれから31年に向けて対応していくのかということについて、早急にこれをやっていかなければならないなというふうに考えております。

それから、市税等未収金であります。これは、本当に大変な問題だと思っております。これだけの金額が仮に滞納がなかりせばこの金額ですばらしいことができるのです。このことができないというのは、やっぱり大きな問題であると思っております。議員はさっき非常に怠けているというお話、ご指摘がございました。しかしながら、私どもとしましては、まず全体的に職員の滞納をどう処理するのかということに対する徴収意識あるいは徴収技術、こういうものについて税務課の中に滞納整理支援専門員を置きまして、その職員を核としながら対策を今全体でとっているということでございますし、もう一つはやっぱり市税でございまして、その市税の中でも固定資産税というものの滞納が一番大きな問題になっておりまして、全体の約8割を占めているというのが今の実態でございまして、まず固定資産税の大口滞納者に対しまして集中的に納税交渉と財産調査等によって納付勧奨を繰り返し実施をしているわけでありまして、一部であります、それなりの成果は出ておりますけれども、しかしながらまだまだとてもではないけれども、いっていないということであります。納付に改善が見られない大口の滞納者には、既に不動産の差し押さえ、財産調査を定期的実施をしておりますけれども、結論から申し上げますとお金になるだけの財産なり預金等がほとんどないという実態であります。これは、順番がついているわけでございます、そういう意味では強制的に回収が見込めないというのが今の実態であります。しかしながら、とはいいいながらそうはいいいてもしようがないので、少しでもそれが徴収できるということをやっつけていかなければならぬので、これは生ぬるいと、もっと頑張っやれというお叱りを受けると思いますが、あえて申し上げるなら粘り強く督促なり納税交渉を続けるということしか今の段階ではないということでございます。

それから、交付税が一本算定に伴って財政的に70億というものがあって非常に厳しくなります。これは、当然市民に対するサービスの低下というのを極力防いでいかなければならぬわけですから、自分たちの身をまずスリムにしていくということでございますので、当然のことながら今ここでビジョンの策定をいたしているわけでありまして、その報酬の削減というところに手をつけていかなければ絶対にだめで、その場合におきまして、三役が率先してやるということは当然のことでございますので、言われるまでもなく私どもはちゃんとやってまいります。

それから、津波対策でございます。これについては、いろんな大学の先生がいろんなことをおっしゃっているということも事実であります。しかし、その先生方のことに対応して全てをやるということになると、これは大変なことになるわけでございますので、私どもは私どもとして今進めていることを若干報告を申し上げます。避難ビルの指定等につきましては、公共施設を中心としましてビルの高さとか収容人員、建物の耐震性、管理体制を調査して、今指定する作業を進めております。特に候補ビルの選定につきましてはおおむね終了いたしました、6月に施行されました災害対策基本法の改正に伴いまして指定基準が近々に政令で定められるということになっておりますので、この基準に基づき再検証はしていかなければならないと思っておりますが、その上で指定をしていくという形になります。

それから、高知県の黒潮町というところのいわゆるハザードマップというものについて、私自身もそれは見させていただきました。すばらしいことだと思っておりますが、この黒潮町でやっておられますこのものが本年につくる佐渡市のハザードマップの中にどれだけ取り入れていけるのか、その辺を検討するということで今やっております。ただ、高知県の黒潮町ではこういうことをやっている、では佐渡は何もしていないかということなのでありますけれども、例えば地域防災リーダーの人たちに対して、防災士を

養成するとかということも佐渡市独自としてやっているわけでありますので、その辺のものを組み合わせながら市民の安全、安心ということを守る、その方向を見つけてまいりたいというふうに考えております。

それから、現本庁舎の海拔につきましては地盤高で9.6メートル、1階部分で10メートル、2階で14メートル、3階で18メートルであります。現在県から提供されております津波浸水想定評価版、これによれば津波浸水想定区域から外れているということでございます。また、庁舎につきましては新耐震基準を満たしているということでございますので、それも今のところ問題ないし、市の情報システムの中核機能は3階、防災行政無線や緊急情報伝達システムなどの防災機能についても2階に今設置をしているところでございますので、そういう点では問題はないというふうに考えておるところでございます。

それから、図書の購入予定額の見込みでございます。これは、私は図書というものの必要性、図書を充実ということについては先ほども申し上げたところでございます。そういう意味では、まだ私が図書購入費をどのぐらいにするなんていうようなことは決めておりません。それは、教育委員会からどういう形ものが上がってくるかということになるわけでありますので、これについては教育委員会から説明を申し上げます。

次に、農林の政策の中で25年産米の仮渡金の引き下げということでございます。この仮渡金という制度、基本的には生産者の方々がどう影響を及ぼすのかということについては、この仮渡金ではなくて当然のことながら精算金をもって最終的には決まるわけでありますけれども、25年産米の仮渡金の決定が行われて、コシヒカリ1等60キロ当たり前年比1,800円引き下げで1万3,700円という形でございます。ただ、これを佐渡市長として佐渡だけよく売れているのだから引き下げないように働きかけてはどうかというご指摘でございますが、これは販売環境等を進める上で全農の方針でございますので、佐渡だけ下げのをやめろ、ほかのところはやってもいいよということには私はならないと思いますので、これを申し上げることはできません。ただし、佐渡の農家、農民を守るということからすれば変動する米価に対応するためにも国の経営所得安定対策、これがどうに変わるか今注視をしているところでありますが、さらには佐渡版の所得補償、あるいはいろんな販売網の整備、高付加価値化等々を進めながら所得の減るというものをふやしていかなければならないし、もう一つはやっぱり一番の問題は1等米比率を高めるということでございますので、今運動として20%向上というものを目指しているところでございますし、もう一つはやっぱり一物一価ではなくて一物数価という形での新規の販売先、特に棚田米等があるわけでありますので、そういう多様な販売をしながら、いわゆる橋渡しをしながら佐渡の生産者の方々が少しでも有利になるように対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、国内のクレジット制度の問題であります。クレジットの制度あるいはJ-V E R制度というものにつきましては、ともにCO₂などの温室効果ガスの排出削減や吸収量をクレジットとして国が認証する制度であります。本年4月からこれが発展的に統一されまして、Jクレジット制度として2020年まで国が申請を受け付ける等の運用をしているところでございます。新たな制度としまして、おおむね統合前の両制度をそれぞれ引き継いでいることは事実でありまして、ボイラーや空調設備などの省エネルギー機器の導入、あるいは植林、間伐、こういう森林経営の取り組みを国に申請することによって、それが温室効果ガスの排出削減や吸収量をクレジットとして国が証明、認証するものでございまして、温室効果ガス排出量を削減したい企業などがそのクレジットを購入すると、結果的に購入するわけでありますので、その資

金が温暖化対策等を実施する事業者に提供されまして、資金面で国内における実質的なCO₂排出削減と吸収の取り組みを促すという制度になるということでもあります。議員のご指摘のように、佐渡の休耕地におきまして促成の桐を栽培することということについてのご質問がございました。ご案内のとおり、これはいろいろ調査をいたしますと、20年も30年もかかるものを四、五年で大きな木にしていこうというものでございまして、基本的には桐というのは気候とか土地とかを非常に選ぶものでございます。これに対して本当に休耕地イコールそこで可能なのかどうかということがまず1つ、私自身はまだ課題だと思っておりますし、もう一つは生育の差が非常に大きいということ、あるいは生育のデータがないということで、これは実は三条を中心に今一部やっておるということを知っております。三条なものですから、長岡の振興局の農林振興部にも確認をいたしています。これは、林業担当の副部長であります。彼ともいろいろ連携をとって今やっておりますが、現段階におきましてまだ先ほど申し上げましたデータの整備がない、したがって一般的な普及という段階にはいっていないというのが今の実態である。したがって、私どももそれらを勘案しながら、長岡ととにかくこれからも連携をとっていこうという話もしましたし、ごく一部佐渡において休耕地においてこれが可能なかどうかという実証はやっていかなければならぬと思っておりますが、これを即大々的に広げるとすることは非常にリスクが大きいということを考えております。

それから、サドグライトにつきまして特許取得ということでございます。この特許というのが非常に問題でございまして、これからもみ殻と畜ふんをまぜたまき燃料について、こういうところこれから進めるということで、これはもう皆さんにも報告をいたしておるところでありますし、これの安定した商品化に向けてこれから進めるという段階であります。特許につきましては、これはもう当たり前のことでありますけれども、発明を保護、利用するものでありまして、発明とは特許法によって自然法則を利用した技術的思考、思想の創作のうち高度なものをいうと、こういうふうには、何言っているのかわからないようなことであります。そうになっております。大学等にこれを確認をいたしましたところ、もみ殻と畜ふんをまぜる仕組みでは本当に高度な発明と言えるのかどうかということが非常に疑問である、したがって高度な発明には該当しないということも聞いております。したがって、商標登録も含めまして商品化を進める中で、さらに突っ込んでこれは調査をしてまいりたいと思っております。議員のご指摘のことは、そのとおりだと思っておりますので、そういう方向で調査をしていきたいと思っております。

それから、国府川の流域下水道の移管に関する県と交渉状況であります。先ほど先般、前の段階で中川議員にもお答えしたとおりでありまして、今事務の段階で県のほうからの提案があり、我々はそれはめめせん、こういうところがある、このことについて事務段階でなかなか結論が出るものではございませぬ。離島振興の立場で県が離島に対してどうあるべきかということを含めて副知事と話し合いをする、もうアポをとったわけでございますので、それをこれから進めてまいりたいと思っております。

それから、障害者手帳交付申請手続と周知方法であります。世の中で周知が不徹底によって市民の方々に不利益を与えるということは、決してあってはならぬことであると思っております。したがって、周知の徹底ということはやっていかなければならないわけですが、その申請手続については市役所の本庁、支所、行政サービスセンターの窓口で現段階では受け付けてございます。制度の周知につきましては、もちろん市の窓口、それから障害者相談支援事業所及び医療機関などにおいて行っていますが、やっぱりそれだけでは足りない。今後は市報を通じて周知を徹底することも一つであります。もう一つは、チラシと

かポスターとかパンフレット、これによって知らせるということ。それから、もう一つは介護保険事業所等があるわけですので、それらの関係機関からまた周知を徹底するというところまでございまして、もう一つはやっぱり窓口に来られる人もおられるし、電話で問い合わせということもあるわけですので、やっぱり懇切丁寧にお伝えをするというスタンス、まさにサービスが私は必要ではないかなということに指示をしたところであります。

風疹予防接種の助成事業につきましては、6月議会で予算の承認をいただきました。助成内容については、免疫のない妊娠初期の女性が風疹にかかることで出生児に先天性風疹症候群と言われる障がいを引き起こすリスクがあることから、発症防止の徹底のため風疹予防接種を希望する女性に対し接種費用を全額助成することといたしました。また、既に妊娠されている方で風疹抗体価が低い方については、妊娠中の風疹予防接種はできないということにございまして、夫や家族の方などが風疹予防接種を受ける場合に接種費用の一部を助成するというようにしております。なお、先ほどの広報、周知ではありませんが、市の広報媒体や個別の通知などにより積極的に周知を図っていきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、路線バスの本庁舎のロータリーということにございまして、このロータリーにつきましては、佐渡総合病院前に路線バスのロータリーを厚生連が設置するという予定で今進んでおります。したがって、主要バス路線である本線が佐渡総合病院へ直結することで、いわゆる通院の方あるいはメーンは病院に来られる方が多いわけにございまして、その利便性につながるというふうに考えているところであります。なお、そのものを市役所の本庁舎まで延伸をするということにつきましては、これは少し考えなければならぬわけにございまして、利用者の意向、動向調査等もやらなければだめだし、それからもう一つは新庁舎建設というような、これは基本方向ということも根底にあるわけにございまして、それらのものと調整をしながら対応していかなければならないものだというところまでございまして、今時点でございます、やりますということについてはご答弁はできないということにございまして、

以上です。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

平成26年度の図書の購入費につきましては、利用者の要望が多い図書や汚損もしくは破損による買い直しが必要な絵本とか児童図書等を中心に購入したいと考えてございまして、一定の増額の要望を予定しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君の質問を許します。

○20番（近藤和義君） 再質問します。

せっかく写真をたくさん載せたので、ちょこっと触れてみます。北方領土の①番ですが、実は7月の6日に我々県民会議の設立30周年の記念大会を行いました。会場は満杯で、佐渡からもたくさん出席をいただきまして、この場をかりて御礼を申し上げます。3番目、佐渡市連合婦人会の結成10周年の記念総会でお話をさせていただきました。北方領土を取り上げていただいて御礼を申し上げます。先月の下旬には、我々県民会議の代表者15名で根室市へ行きまして、それぞれ研修をしてきました。父親が新潟県出身の長谷川根室市長、5年ぶり3回目の再会でしたが、北方領土問題についてかなり突っ込んで夜を徹して話をし

てまいりました。2ページ目なのですが、先ほど壇上で言いましたように、向こうはサウスクリルアイランド、南クリル諸島と言っていますが、実は4島を指して南クリルとロシアは言っているのですが、話が長くなるのではしよって言いますと、2000年までに返さなければいけないというロシアの考え方が実はあったのです。それは、橋本、エリツィン会談、川奈会談ですが、1998年、2000年までに返すと、金額はこれこれで国境線は4島の向こうに引きましようという確約をしたのです。そのとき我々県民会議は、全国的に返ってきたらどうやるか、混住するか、開発はどのようにするかという話し合いを盛んにしていた時期です。ですから、ロシアはどうせ返さなければいけない可能性が強いので、開発はもったいない、予算の無駄遣いになるということで、この①番から⑥番までの写真のようにほとんどインフラ整備されなかった。ところが、それが御破算になった裏は、ちょっと2000年までに返すのに、裏話ですけれども、アメリカの抵抗があったりいろいろあったのですが、日本側も橋本さんから小渕政権になって立ち消えになってしまった。それを見たロシアは、これは返さぬでもよくなったのだなということでがんと金を入れ始めました。平成17年から10年間計画で、500億ドルかけてまだ終わっていません。それが⑦番から⑭番、⑬、⑭の中学校なんていうのは日本にないぐらいの学校です。見たとおり缶詰工場なんか最新設備ということで、四島に物すごく金を落としています。したがって、一刻も早くこの話をけりをつけないとだんだん返してもらえにくくなる。本来日本の主権の及ぶ四島ですが、金をかければかけるほど返すのももったいないというふうなロシアの考え方ももちろん私も理解できるわけで、市長、我々県民会議の中に市長会として入っていただいておりますが、改めまして北方領土に関して認識があれば伺いたい。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどもご答弁申し上げたとおり、とにかく日本の領土であるということについてやっぱり主張していかなければならない。ただ、そのためには一部の人、一部って大変失礼な言葉ですけども、国民的な盛り上がり、オリンピックと比較してはうまくないのですが、オリンピックの誘致のようにロビー活動といいますか、ああいうものがやっぱり必要だ。そのためには、教育とかそういうものが私は必要なのではないかということをおの婦人大会においても痛切に感じたわけでありまして、そのことは今でも思っていますし、これからそれをどういうふうにしていくかということが大事だと思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ナンバー3、財務課長、私通告どう書いてあるか見てください。答弁ください。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 交付税の一本算定に向けての財政計画ということでの推計のお尋ねでございます。詳細な数字につきましては、財政計画の見直し作業の最終調整を今やっているということで、数字のほうは申し上げておりませんでしたけれども、お尋ねのまず平成31年度までの人口というようなことで言いますと、これのまず参考にしますのは3月に公表されました国立社会保障・人口問題研究所から出ています平成32年度の佐渡市の推計人口で5万5,750人というところがありますので、このあたりをまず推計のもとにして年次推計、人口推計を行っていったというのが一つの参考にしておりまして、あと肝心の予算規模等の関係ですけれども、毎年経常的に収入される一般財源、いわゆる標準財政規模でございますけれども、交付税あるいは市税、それから譲与税等の関係でございますが、この標準財政規模と予算規

模あるいは各費目との関係には大きな相関の関係があるということが、類団の190団体余りの分析も平成21、22、23年とさせていただきます。それらを参考に今調整を進めておりますが、まず標準財政規模においては今年度約300億余り、そこから交付税の関係だけで、普通交付税だけで70億程度落ちる。そこにあと税の減収、あるいは譲与税等の減収等をおよそ見込んで標準財政規模を大体220億ぐらいというふうな今のところは見込んでおりますけれども、としますとそこから分析をしたところでおよそ今調整をしているところというところで類団水準でいくなれば360億台というのが、今分析上は目安となるものがまずそこにございますので、佐渡市の31年度の標準財政規模に見合う予算規模というところではそのあたりをベースに今考えているというところでございます。あと、その内容の税とか、それから交付税は先ほど言いましたが、市債等の各費目の詳細については今議会中にお示しする財政計画までちょっとお待ちをいただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 課長、見直しの財政計画を長期に示したと聞いています。そんな出し惜しみせぬでもあと10日で議会へ出すわけですから、もうちょっとはっきり言ってもらいたいのですが、今の答弁で360億を見ていると、平成31年。そうすると、ナンバー3の私の表のまさに平成26年度の財政規模、これが平成31年へ持ってくるというわけです。違いは交付税が現在より210億より70億減ると、150億になるというところ、その分市債がふえるということで、この25年度の計画を31年度に持ってきたというところで数字がぴったり合うのです、あなたが言っているのと。そうしますと、もちろん歳入と歳出は合計同じになるわけですから、歳出も大体この数字でいかざるを得ないということです。何を言いたいかという、人件費は1割減にすると。31年度に向かって、人件費は72億から65億ぐらいにしていくと。普通建設事業費、170億から50億に減らす、7割減にするということになっているのです、あなたが持っている見直しの財政計画は実は。それ以外、人件費か普通建設事業費以外動かせない、あとは義務的経費ですから、そういう形になっているということですね。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 詳細な数字はちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、考え方としては確かに前回、平成21年12月に将来ビジョン策定時に見込んだ数字、予算規模にしましても309億という数字のものです。そこから上方修正するような見直しを今詰めているところでございます。その類団分析をしている中で、1つは目安にしているのは、例えば今ほど言いました人件費等の関係については類団水準を超えない、あるいは普通建設事業費等については当然島内経済に対する波及効果も大きいので、類団水準を少なくともそれはクリアすると、それ以上のものにするというものを目指したもので今最後の調整をしておりますので、それでご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 人件費を1割減、それは首切るのも減俸するのもやりにくいでしょうけれども、あり得るとして、170億を50億まで落とす、現にそういう計画でしょうけれども、7割も普通建設事業費を落としたら、やっぱり雇用から景気から税収から相当佐渡の島内めっちゃくちゃになりませんか。特に市長

は建設業組合支援をいただいて推薦で受かった市長でもあります。市長、個人的にあなたは今のこの見直し計画の概算をどう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 選挙とこれとは関係ないのだけれども、私は何も建設業協会だけから押されたわけではございません。一般市民から2万三千何ぼいただいたわけですから、それはそれと違いまして、市民の経済、市の経済になるべく影響を及ぼさないようにしていくということは、これは当然のことだと思っています。その辺は、財務課長とも今話をしている。どこまで我慢できるのかということは今やっているということです。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 財務課長、今見直し計画、あと10日か2週間、今議会の最終日に議会に提示したいと何か電話で言っていたような気がしますが、今手持ちの見直し計画、庁議に皆さん課長が知っているその計画を見直す可能性というのはないですか。そのまま議会に提出します。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 庁議には概算、その時点での推計というものをお示しをして、ご意見をそれぞれ下さいということでやっております。今現在およその数字というものは持っておりますけれども、数字を最終的に今これをさらにどこをいじるべきか、あるいはこのままでいいのかというあたりが今まさに議員がおっしゃっていたあたりを考えているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 私は、見直しの財政計画全然見たことはないです。ただ、360億で平成31年見ているというから、そうすればこの数字しかどうやっても当てはまらないということを言っているのです。ナンバー5へ行きます。積み残しもあるので未収金の問題ですが、ナンバー4、ナンバー5の表、税務課長、間違いはないですか。

○議長（祝 優雄君） 原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

近藤議員の資料のナンバー4の市税等の未収金の過去5年間の数字、これは6月定例会にも提示したもので間違いございません。それから、ナンバー5の固定資産税の大口滞納者の上位10位という表でございませけれども、これについても間違いございません。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 6月定例会で課長は占める割合40%と答えていましたが、間違っていますので、今訂正したほうがいいのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

今近藤議員がおっしゃいましたのは、6月定例会で私が大体40ぐらいですとお答えいたしました。あの時点で私にも少し勘違いがございまして、近藤議員のご質問は固定資産税の滞納が伸びていくと、多くなっていくという要素は大口滞納者上位10者が原因ではないでしょうかというご質問の流れから入っておりまして、私はそのときに今はその半分ぐらいの方は滞納を伸ばすような形にはなっていないで、私として

はその半分ぐらいと考えておりますという思い込みが頭にありまして、大体5名ぐらいの方が今現在も滞納を続けておりまして、滞納が伸びていく要因になっておったということが頭の中にありました。その中で、その5名の方の滞納額の総累計を市税等の滞納金の割合で見たときに、三十七、八％になっておりましたので、40ぐらいですというふうに近藤議員のご質問とは少し的がずれたお答えをしてしまいましたので訂正させていただきます。上位5人ぐらいの固定資産税に占める割合は38％、それから固定資産税に占める割合は47％ぐらい、それから市税全体に占める割合は38％ぐらいということで、改めてご説明させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ここで時間をとる必要は何にもないのだけれども、さっき私の一般質問前にあなたに議事録を見せたでしょう。あなたの手元に議事録あるでしょう。私は、5億6,000万の固定資産税について、そのうち10者ぐらいでどのぐらい占めているかと2回聞いているの。それに対する訂正をしてください。あなた40％というのはうそで、正確には64.8％と答えるべきでしょう。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

今、私また5者で話をしてしまいましたので、10者でお答えしますと固定資産税に占める割合は64.8％、市税全体に占める割合は52％ということで、近藤議員の資料のナンバー5の数字と間違いございません。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 私が決算審査特別委員長をやっているときには、平成20年の決算審査特別委員会資料を横に出しておきました。これは、平成19年度の大口10者の滞納者の一覧ですが、平成24年と比べてみてください。トップがホテル、観光業、両津地区の6,000万だったのです。今それが1億以上になっている。2番目の、この表では3番目になりますが、4,500万、ホテル、観光業が今6,500万以上になっているということで、平成20年から24年まで、私はほとんどうちへ帰ったらきつ過ぎると、けんかしているみたいにテレビを見ている人は聞こえたらしいけれども、ほとんどけんか腰で、これは対策が必要ということでやってきたのです。何ですか、この数字。改善するどころか、えらいことになっているではないですか。65％を10者で固定資産税の未収金を占めるなんていうのは全国どこ探してもないです。しかも毎年ふえてきている。これやる気がないだけの話ではないの。私が職員だったらすぐやってみせます。どうしてこれできないの。これは、実は観光業が占めているけれども、80％ぐらいになっているのでしょうか。10者以外の観光業も入れると、固定資産税未収金の80ぐらいになっていません。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

今回資料要求がありまして、上から大きいところ10ということで、これをピックアップしてみましたけれども、観光業だけを全て集計するという作業はやっておりませんので、今私ここでそのお答えはできません。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 公務員の皆さんは、自分の任期中、職場、部署を大過なく過ごすという体質があります。恐らくそうやってずっと来ているのだと思うのだ。やる気になれば簡単にできるのに全くやらない。

さっき建設業、平成31年に予算的に7割落とすというような話をしましたが、建設業者は税金滞納していると入札ができないでしょう。我々一般市民も、例えば住宅リフォームなんか申請するときには納税証明書が要るでしょう。観光関係にはかなりの補助金が入っているのではないですか。何で観光関係だけを野放しにして、対策を打たないで来ているのですか。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明します。

ただいまのご質問に対しまして、税務課としての答弁になりますけれども、税務課といたしましては野放しにしているわけではございません。先ほど市長のほうからの答弁にもありましたけれども、この大口の滞納者につきましては財産調査、それから預金調査定期的にやっております。その中で納めるだけのお金が見つかりません。ですから、差し押さえをしても換価することができないというような状況がございます。その中で私どもは、そこを何とか納税交渉によりまして少しでも納めてもらうということに努力しているわけございまして、それが多少でも集めることが一般財源の確保につながるというふうに考えて努力しております。補助金の関係につきましては、税務課のほうで説明できませんので、申しわけございません。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 以前にこんなことを聞いたことがあります。年に1回か2回のイベントで旅館の部屋のキャパを十分間に合わない困るから、残りの365日を野放しにしているのだというわけです。ところが、一般市民にしてみるとまじめに正直に固定資産税を払っている人はどうなるのですか。ただ年間1日、2日のために大手のホテルも含めて全部あなた方は野放しでしょう。私は市長に申し上げますが、これはけりをつけなければいけないと思うのです。だって、税負担の平等性、公平性に極めて欠けているわけで、正直者がばかを見るようなことを続けてはいかぬわけです。どうやるか、簡単でしょう。彼らは、電気とめますよと東北電力から電話があればすぐに電気料持って走ります。水をとめればいいのです。確実にどこからでも金を工面して佐渡市へ払うようになります。それは市長の決断でできます。一般の市民は1カ月、2カ月ですか、水道料を払わないとぴったりとめるではないですか。それと同じことをやればどうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これを見ましても観光業だけですけれども、観光業だけこういうふうに甘やかすというのはおかしいですけれども、こういう対応をとっているということは私は異常だと思っています。ただ、その裏にあるものが一体、ここがなかなか踏み切られないところなのでありますけれども、佐渡へお客さんが来たときに10者あるとすれば水道をとめず、電気とめず。確かにそれは全部持って走って来てくれればいいけれども、そうでなくて潰れたら、ではお客さんがどこも泊まる場所がない、そういうことがやっぱり根底にあるのだと思っています。私はそのところがあるのだと思います。したがって、だからといって個人のものはいじめてここだけ緩めにするということもおかしいわけでありまして。本当にその点については正直申し上げまして私これからどうするか今の段階でお答えするものを持っておりませんが、今電気をとめる、水道をとめるというようなことを含めて、やっぱり強制的な強権的なことはやっていかなければならぬのかなとこの資料を見てもそう思っていますので、これからそれについては

長い目で検討する点ではなくて、早急に私自身の判断、それをさせていただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 水をとめると言って急いでどこからでも金を工面して持ってこれない人は潰れてしまう、当たり前でしょう。平等なのです、市民は。小さい市民も大手のホテルも平等にやらなければいけない。潰れるのはしょうがないではないですか。それを甘やかしているから、こうやって年々年々ふえて、64%、恐らく80%ぐらいになっています、観光業。こんな事態を招いているのです。市長の決断です。

次のナンバー6 見てください。これが先ほどから言っている上水道です。これ一番上の上水道を見てください。両津と相川で全体の80%です。わかります。この80%の何割が観光業だけか答えてもらえますか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 説明いたします。

観光業がお見込みのとおり大口滞納者でございまして、上水道で約58.45%ぐらいと思います。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 約60%です、市長。結局固定資産税と上水道と同じような割合になるのです。これけりつけないでずんずんと、繰り返して申し上げますが、数字が悪くなって、このままいくと80%をあと二、三年で突破します。ほとんどの固定資産税と上水道は観光業者が延滞して未収しているという形になりますから、どこかでけりが必要なんです。そうしないと公平性が保てない。市長の判断一つでできるのです。どこからでも金を借りようが持ってきて必ず納めます、潰したくなければ。どうしてもだめならししょうがないではないですか。それが野放しにして、観光業だけ特枠で持っていくなんていうことは絶対私は間違っていると思う。しかも、何年というのがありますね、上水道。これが1年以上が324件、2年以上が211件、5年以上は60件もあるのです。10年以上は4件も持っている。そんなに滞納しても一般の方は1カ月だと思う、俺。10年以上滞納しても取れないでいる、それはどうしてですか。どうしてこんなことが起きるのですか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 説明いたします。

水道料金の滞納、過去の5年、10年の方がいらっしゃるということなのですが、ずっと引き続き滞納している人もいらっしゃいます。10年間の人は、平成13年、14年ごろの未収金が存在しているということでございまして、上下水道課として早期に回収するようにします。よろしくをお願いします。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 上下水道課長、5年で時効を迎えるでしょう。それで、私は24年度決算は不認定になると思います。これ7,000万も時効が成立して不納欠損にしているではないですか。こんなことをやっ

ていていいと思う。

○議長（祝 優雄君） 税務課長。

○税務課長（原田道夫君） 済みません、固定資産税のお話でしょうか。

○20番（近藤和義君） 固定資産税も水道も含めて不納欠損7,000万。

○税務課長（原田道夫君） 市税全体ですか。

○20番（近藤和義君） そうです。

○税務課長（原田道夫君） 不納欠損に至る経過というものがございます。先ほど滞納の方への徴収の方法ということで差し押さえという形がございますけれども、差し押さえに入る前には財産調査を行います。その中で支払い能力の明らかでない方、固定資産税は収入がなくてもかかりますので、収入がないことによってどう見てもこの方は支払いが無理ですよというような方もおられます。そういう方の滞納につきましては、徴収の執行停止という形で国税徴収法に基づきまして執行停止処理をかけます。その後その方々が来年になったら収入がいっぱいあったと、払えるでしょうというときであれば納めてもらいます。3年経過を見ますけれども、3年間たちましてもまだ同じ状態で収入状況が変わりませんし、支払い不能という状況でありますと、そのときに不能欠損という形をとらせていただいております。そのような形で執行停止したものは、資力の回復がない限りは3年後には不納欠損という形で処理をさせていただいております。その金額が不納欠損として出てくる大半のものでございます。税金の場合でございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 住宅も挙げておきましたが、詳しいことを言うのはやめました。同じことです。時間がないので、一番下見てください。一番滞納している人が15年間、とても民間の感覚では考えられない状況です。これに対して建設課長、何か言うことありますか。

○議長（祝 優雄君） 金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

長期滞納者のほとんどの方が低所得者層ということで、ほかにも市の債権がたくさんだという人がいます。そういう関係でどうしてもそちらのほうを優先いたしまして、住宅料のほうはどうしても後回しになっているような状況でございます。そういうものがかさんで現在の状況になっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 次へ行きます。切りがない。ちょっといいですか。続けていいですか。

○議長（祝 優雄君） どうぞ続けてください。

○20番（近藤和義君） そんなことで促成桐、ハイブリッドだそうで、市長答弁にもありましたが、20年だか30年かかるのを五、六年で大きくなる木だそうで、あれが5年物だそうです。年輪が5つありますが、農業委員会会長、何か答弁しますか。

○議長（祝 優雄君） 堀口農業委員会会長の答弁を許します。

○農業委員会会長（堀口一男君） 答弁をさせていただきます。

先ほど市長さんのほうから促成桐の可能性等についていろいろご答弁ありました。私もそのように理解しておりますが、我々は桐につきましては日本の桐とか台湾、朝鮮とかいろいろな種類があるわけなので、今回の議員のおっしゃるように米国で開発されて、また新規のスーパーポローニアという、この品種がどういう品種かよくわかりませんが、今まで日本でつくられた桐については10年から20年ぐらいが一番成木で、特に桐の木というのは木の中でも一番王様という大変価値の高いものだ和我々は理解していたわけなので、その栽培法によっても日本の気候、佐渡においても言われるのですが、やっぱり実証圃をつくってやっていただかないと肥培管理とかいろいろ丁寧に草刈りとかいろいろしないとやっぱり病害虫に弱いという、日本の桐もそうだといいしますので、この品種がどの程度のあれかよくわかりませんが、確かに

将来今の荒廃農地がふえつつある中での起爆剤として何らかの手だてになるのかなというふうに理解しております。その有効性、可能性については未知数ですが、いろいろな形で利用度はあるのかなという気はしておりますので、この後こんなような、佐渡に実証圃をつくってやっていただければありがたい。日本の桐については、津南町とかいろいろ先進地等の資料を見ましたら、やはり今はちょっと下火、琴の材とか桐だんす、げた等、佐渡においても30年ぐらい前はよく桐の大木を見ましたし、よく知っておるのですが、この新品種の桐についてはよくわかりませんので、もう少し資料等を提示させていただきながらよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ナンバー9、千年津波に行きます。テレビの画面を撮ったものですが、平川先生が何で堆積物で過去の津波がわかるかということ、③なのです。途中ででかい石が、しかも海の中の石が陸地へ上がっている。津波以外では上がれないだろうということで年代を割り出して1,000年前に大きな津波が佐渡であったと。⑥は、旧願村と言っていましたか。大野亀の調査には私も立ち会いましたが、ともかくかなり平川先生は政府や国交省の委員もやっていて信憑性が高いというふうなことであります。私のこの追加の資料を見てください。別紙ナンバー1というのが、3日前に実は特集で新潟日報に書かれました。これも千年津波についてかなり詳しく書いてありまして、佐渡北方沖だけがまだ起きていないので、近々起こるのではなかろうかというのが堆積物調査から判明したという記事です。別紙のナンバー2です。これが私が言っている高知県の黒潮町の避難カルテの現物です。非常に簡単なものですが、しかしながら集落ごとの指導体制というのと違って、各家庭ごとに避難場所が第1候補はどこへ行く、第2候補はどこへ行く、避難訓練に参加して何分かったというふうなデータを各家庭、世帯ごとにとり、それを今一生懸命黒潮町ではやっているわけで、私はこれ必要だと思うのです。私の平清水は要らないです。海岸べたのとにかく津波が来る可能性の強い、浸水する可能性の強いところではここまでやる必要があるということ、それから避難ビルの指定は、私去年の3月定例会ごろから言い始めましたが、今どんなになっているか、もう一回お答えを下さい。

○議長（祝 優雄君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 黒潮町の避難カルテにつきましては、私も黒潮町に照会をかけたいろいろな調べさせていただきました。皆さんご承知のとおり、南海トラフ大地震で黒潮町が34メートルの津波が出ると、住民にとっては諦めの気持ちが先立って、避難するのだと、命を長らえるのだという気持ちが失われたところ、黒潮町の職員が各世帯を回ってこういうカルテをつくったという特殊な事情もあります。また、全国的に見ても先進的な事例でもあります。この取り組みにつきましては、前段に公的な避難対策を万全にして、全て避難をするお膳立てを整えてからカルテをつくったという国交省からの報告もございます。その辺も考慮しまして、市でどのような対策をとれるのかということにつきましては、官民協働委員会を含めて検討してまいりたいと思います。

それから、2点目の津波避難ビルにつきましては、昨年から選定準備を進めておりました。それで、3月末、4月初めにかけて民間ビルを含めましてほぼ候補地は決まりましたが、4月の段階で6月に災害対策基本法の一部改正が行われて、その中に緊急避難所いわゆる津波避難ビルを対象にしました基準を政令で定めるという形になりました。というのは、今まで津波避難ビルの選定におきましては、国交省の津波

避難ビルのガイドライン、これを参考にしておりましたが、今度は法令で定められるということで、この政令が大体この秋、9月か10月には出るということです、その数値と比較しまして指定基準を満たしておりますら指定契約を結んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 今公と民間で幾つ指定をしているのですかと聞いたかったのです。

○議長（祝 優雄君） 危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 失礼しました。両津地区で民間2カ所、それからこれは民間移譲した施設もございます。それを含めて3カ所、それから公の施設が3カ所、佐和田地区で民間2カ所、それから公の施設が2カ所、真野地区で公の施設が2カ所、それから小木地区、赤泊地区につきましては、小木地区は1カ所、これは佐渡汽船のターミナルビルです。それから、赤泊地区につきましては赤泊総合文化会館。合計で今のところ12カ所を選定しています。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 12カ所で、あなた方は何割ぐらい逃げ込めると計算しているのですか。

○議長（祝 優雄君） 危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 1カ所小学校の屋上クラスで300から500、これで全て合わせまして約3,000人程度です。しかしながら、これは避難を必要とする人間、これにつきましてのほぼ10分の1程度としか考えられません。該当者を例えば佐渡汽船ターミナルビルであれば島外からの観光客とか、そういう部分に限定させると。それから、足りない部分につきましては別の手段を考えると。とにかく現時点で国交省のガイドラインで指定できるビルは各地区これしかないというのが現実でございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） これしかないから、あとは溺れて死んでもいいという話にはならないわけで、何らかの対策は必要でしょう。それはそれで対策をあなた方が練ってください。最後に本間主幹に聞きますが、私はテレビを見ていて平川先生が最大6メートルと言ったので、そのまま壇上で申し上げましたが、県は最大どのぐらいと言っています、津波。

○議長（祝 優雄君） 危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 県の現在見直しをしております評定版、これにつきましては最大波高はまだ出ておりません。去年のこれは、ほとんど見直し版につきましては、間違えた部分につきましては佐渡では影響はございませんけれども、佐渡北方沖で最大波高、願の4.4メートルです。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 私は3.4メートルと聞いたような気がした。4.4ですか。

ナンバー12に行きます。これは、藤井総合政策監に質問したほうがいいのですか。流域下水道。先ほど同僚議員が県会議員役立たぬと言っていました、実は一生懸命やっている県会議員もおります。それだけを申し上げておきますが、後ろにいるかもわかりませんが、ナンバー12の一番下の四角、これは県の下水道課の資料です。これを藤井総合政策監は説明できますか。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

現在協議の過程に上っている案のうち、その2つを示したものだと思います。この有償譲渡につきましては、県が管理する所有権そのものを有償で譲渡する、その際に佐渡市に発生する正味負担額が12.5億円、この管理権移譲方式につきましては、その管理権のみを佐渡市に移譲した場合に佐渡市に発生する正味負担額が12.6億円、その差額が約1,177万8,000円という差額になるというものをあらわした資料です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 私が補足で説明します。佐渡市に移管方法は3つあるのです。1つは有償の譲渡、それが今言われた12億5,100万です。もう一つは無償譲渡があるのです。もう一つは、県に所有権を置いたまま管理権だけ佐渡市に移譲すると。3つです。それはわかっていますね。その1つ目の有償譲渡は何かというと、実は26億ではなくて5億4,000万に対して31億4,000万がベースなのです。縁故債を入れて。31億4,000万を有償譲渡の場合は、一旦県が返済をして新発債を佐渡市が発行するというやつです。無償譲渡は何かというと、名義は県のままに政府資金はしておいて、縁故債だけ佐渡市が新しい起債を発生させる。3番目のここに書いてある不利だと言われるのが、実は管理権移譲、これは政府から借りている金も縁故債も合計31億4,100万円というのはそのままにして、県から年間幾らずつ県が国へ返済した、また銀行に返済した分を佐渡市へ請求するというやり方なのです。その3種類。無償譲渡の場合は、一番佐渡市の負担が大きくなると県は言っています。それで、どちらが有利かというのがこの四角の中なのですが、これはよく聞いてください。30年返済で1,177万8,000円もうかりますよと、県は佐渡市にこれを勧めているわけです。ところが、これは何かというと30年間なのです。30年で1,100万円を割り返すと年間わずか392万円なのです。30年間償還終了後、佐渡市のものになっていると佐渡市が建てかえなければいけないけれども、県のまんまだと県が建てかえるという前提になります。それともう一つ、維持管理費で392万円年平均なんかでおさまりません。これ私の一般質問を県が集中して見ているらしいので、私はうそを言わないのです。どちらが有利かということ、県のまんま県がオーケーならお願いしたほうが維持管理から30年の返済後を考えると圧倒的に有利です。ちょっと地元の例を挙げると、合併前に昆沙門さんの公園があって、それをどうしても集落に移管しろと強い行政側の通達があったけれども、時の区会議員さんはそれを受けなかった。今佐渡市のものなのです。その後4回洪水が起きました。かなり金がかかるけれども、佐渡市の持ち物ですから、水車小屋も壊れたけれども、全部佐渡市で復旧できる。同じことが起きます。ですから、県がオーケーならば県のまま、所有権は県に置いて、県が返済する分を佐渡市が請求をもらって返済する、それが一番有利です。いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

議員ご指摘のとおり、管理権移譲方式というのは協議の過程に上っておりました。しかしながら、下水道の企業会計化への国の議論がありまして、県から総務省のほうに確認をしたところ、管理権移譲方式は現在の佐渡市においてとり得ないというような議論がございまして、この管理権移譲方式というのは現時点の交渉の場からは落ちております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 私が聞いたのは、現在事例がないということをお前は言っているのでしょうか。これはできると聞いている、県がオーケーなら。県がオーケーでもできないの。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

県のほうから総務省のほうに確認をしていただきました。この管理権移譲方式については、今後の企業会計を見据えた国の議論を踏まえると、今後佐渡市が管理権のみ移譲した場合に財産管理が非常に煩雑になると、よって総務省の方からストップがかかったというふうに聞いております。これは県に確認しております。

〔「いつごろの話」と呼ぶ者あり〕

○総合政策監（藤井裕士君） 直接都市局長から話を聞いたのは先週です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 藤井総合政策監、いずれにしろ30年のスパンの話ですから、佐渡市が有利になる方法で慎重に検討して損しないように、先ほど来の一般質問にもありましたが、県は一円も金出さないわけだから、多少手伝ってもらって佐渡市は金がなくて困っているのだから、そういう要請も含めて佐渡が有利になるような形で移管をしていただきたいということを……答弁しますか。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

議員ご指摘のとおり、我々佐渡市の負担額が最小限になるように交渉いたしております。その中で市長が直接交渉の場にも出ているという、そういう状況でございますのでご理解をお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 図書費の購入費が年々減っている、同僚議員の質問にもありましたが、そのとおり。1,000万ぐらいから今700万なのです。それを私も国会事務所を通じて離島振興法の中で何とか補助金をもらえないかちょっと今進めておるところですが、市長も全離島の副会長でもありますから、有利な、できればここに書いておきましたように、離島活性化交付金の中にもう入っているのだけれども、その名目が図書費というのがないわけで、運動して年間2,000万ずつぐらいでもそっちの離島振興法から持ってくることを考えてみてはどうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 図書費については、いついつの水準まで戻せとか、私はそんなのは理由にならないといって教育長に言っているのです。本当にどれだけのものがどうなのか、あるいは1年で入らなければ年次計画でどうするのかということを教えてくれよと、それで私はやるということは1点、これはもう土台にそれがある。それから、もう一つはやっぱり離島活性化交付金というような問題があります。例えば今離島活性化交付金で一番メインになっているものというのは流通経費なのです。流通経費をどうするかということでやっています。これについても3品目というふうに限られているのです。そこのところを今打破しようと思って一生懸命やっているわけですが、そういう中でいろんな制度、佐渡版においてこういうものが必要だということはどんどん申し出ていきたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 障害者手帳です。私は、身内の恥をさらすみたいなのですが、実はおやじが経鼻経管栄養で寝たきりなのです。おふくろはかなり重度な認知症なので、ちょっと困っているのですが、実は寝たきりになった人たちが、今私のところは佐渡病院から出されて両津病院にお世話になっていますが、障害者手帳をもらっている人ともらっていない人がいるのです。入院すると、寝たきりの場合、胃ろうの場合も経鼻経管も同じと思いますが、1カ月7万ぐらいかかるのです。ところが、手帳を持っていると1日1,200円補助金が出るものですから、それは県が半分、佐渡市が半分だと思うのです。そうすると、7万円が3万6,000円出るから半額以下になる。でも、その情報を知らない人が多いわけです。その情報はどこでつかめるかということ、社会福祉課以外にない。全部そこで情報をつかめるわけで、やっぱり周知が必要。寝たきりになって、私のおやじも6人部屋にいるけれども、ちょっと見舞いに訪ねてみると手帳を持っている人と手帳を持っていない人がいるのです。私のところはきのう手帳が来ましたが。その差は非常に大きいわけで、市長、本当に寝たきりの人は障害者手帳を持てるのですから、その周知が必要です。全くわからないで何年も寝たきりになっている人たくさんいると私は思います。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それについては、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、周知が徹底されていなくて市民に不利益を及ぼすということは、これはあってはならぬことであります。それは、市民の方々が全部知っていてやらないというのなら別ですけども、それはもうあってはならないことでありますので、これはもうきょうを機会にさらにさらに周知徹底に努めるようにします。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ナンバー13の仮渡金。市長の答弁は間違っています。仮渡金だから、本精算ではないから後で精算ができるのだという話はうそです。これはJAに聞いてみましたら、売れ残りが新潟県内50万トンもあるものだから、安く売るために仮渡金を極端に1,800円も安く出すと、現にそう言っているから、安売りをかけるのです。安売りをかけられると、精算なんかは1,800円高く出るはずがありません。私が思うのは、佐渡米は契約されて全部売れているわけでしょう。売れている米をどうして安売りにかけなければいけないか。うまい米で売れる米は値段を高くして付加価値をつけるというのも差別化の一つの大きな要因になると思うのですが、市長はどう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） あえて私の考えを申し上げますと、佐渡の米はよく売れるのです。ちょっと品質が年次間差があるということが難で、しかしそれ以外においてはほかの地域に負けません。おいしい。なぜ生産調整をやらなければだめなのかということと同じなのです。したがって、これは全農の方針として全農の仕組みの中でやっていることであり、したがって私答弁申し上げたのはそういう仕組みの中を私が言っていじくるといふわけにはいかないで、佐渡の農家の方々が不利にならないようなほかのところでインセンティブを与えてやっていかなければならない。これが私のほうの仕事でありますと、こういうふうに申し上げた。それは、議員がおっしゃる、私もそのとおり思っています。売れる米なのに何でそんなと思う、これは当然であります、一つのルールの中でやっているわけでありまして、それはなかなか私のほうで申し上げるといふわけにはいかない。もしもそういうことであるならば、これは本当はこういうことを言ってはならぬのかもわかりませんが、言いますが、だったら農協から離れればいいのです、極

端には。そういうことになるのです。ですから、農協は農協の中で一つのルールの中でやっているわけですから、それが岩船米があったり、魚沼米があったり、佐渡米があったり、一般米がある。その中でうまくやっているわけですので、そのところから佐渡市の分だけ外せということは、これはなかなか私の立場からはできないと思っています。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 佐渡島内、恐らく農協の集荷が8割を超えています。だから、嫌なら農協以外へ売ればいいではないかという市長の発言は連鎖反応が起きて、8割以上も集荷をして安く仮渡金渡していればほかの民間だってみんな安くなるに決まっているではないですか。ですから、行政として売れる米なのだから、しかも営業に相当佐渡市は力を入れてトキ米が売れるようになったわけでしょう。そのぐらいJ Aに言ってもいいのではないですか。1,800円下げなくても必ず売れると思います。そういう指導なり助言はできる権利が佐渡市はないですか。それと、市長は百も承知と思いますが、米は下げる、減反はふやす、機械の値段は上がる、肥料も農薬も年々値段が上がる、そんなところで米価もこんなに下げたら、佐渡市の百姓はどうやって食っていくのですか。経営が成り立たなくなるのです。ですから、佐渡市はJ Aに対して強く物を言えるのでしょうか。言えません。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私自身としては、今まで以上にJ Aの幹部にはちゃんと言っていますし、それでもなかなか幹部として動いてくれない部分というのがあるので、私もそこへ入るからぜひやりましょうというのがこの前のスタンス。だから、2つのJ Aともう一つは観光協会行ってきたというのはそこなのです。私自身も一緒にやるからやりましょうやということです。それで、当然のことながら生産者、農家の方々もやっぱり高く買っていただくということは望んでいるはずなのです。だから、それは我々もそういう形でJ Aのほうにも話をする。ただ、農協としては一つの経営体でございますので、当然手数料の問題とかがある、そのことも理解はできるけれども、まず農家の視点に立って考えようやということを常に言っているところです。今後もそれはずっと言い続けてそういう形でやっていきたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 別の角度から見ますと、何で新潟県産米が売れなくなったかということ、今までは新潟コシヒカリが食味で全国のトップをずっと維持してきました。2年ぐらい前から新潟コシヒカリは食味のランクづけが低くなっているのは、市長ご存じだと思います。特に熊本、森のくまさんとか、もう一つ何とかというのが、きららも新潟コシヒカリの上をいきました。そういうことで北陸農政局かどこかわかりませんが、品種改良を何も新潟米はしないであぐらをかいてきた。ほかのところは、一生懸命うまい米をつくろうと頑張ってきた。その結果こういうことになって、結局安売りをかけなければいけないということになったわけで、その辺市長はどう考えますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） おっしゃるとおりです。つまりコシヒカリというものは、やっぱり日本一のコシヒカリなのです。これを新潟県が持っているということで、なかなか次のものということを考えることを、考えてはいたのだろうけれども、やっぱりスピードが遅かった。ほかの地域は、まず新潟を追い越せということで新潟コシヒカリの上をいくものをいろいろと改良したのです。一生懸命やったのです。しかもネ

ーミングもやりました。マーケティングも一生懸命やってきたのです。その全部のツケが今来ているということだと思います。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） まさに市長のおっしゃるとおり、何もしないで来るとこうなるのです。ですから、市長にこれは質問してもしょうがない話ですけども、新潟のコシヒカリも品種改良が必要になっている。あれは10年や20年かかるわけで、今まで何もしてこなかった結果がこんなことになって、きららに負ける、森のくまさんに負けるというふうになってしまったということは大きな反省事項です。

バスロータリーやります。バスロータリーは、建設課長に聞いたら350万か何かでU字溝をかえればあそこの前へバスを回せるというわけです。高齢者が今の病院の体育館が建っているところから本庁まで歩くは大変です。歩いてみてください。かなり大変。それと、合併前佐渡市では両津市しか市がなかったですけども、全国どこの市も、両津市は市役所の真ん前にバス停がありますが、郡部は離しても市と名乗りを上げている全国の市はそのほとんどがバスを乗り入れています。佐渡市も6万の都市になったわけですから、絶対にバスロータリーが必要だと思うのですが、350万のU字溝の入れかえでできるというふうな話ですから、前向きに検討してみてください。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほども私答弁申し上げましたが、今庁舎建設どうするのだ等々でいろんなことをやっているわけです。そういうものが議会なり市民の方々のご了解をいただき、こっちの方向でいこうということになれば、またそのときに市役所のところにロータリーをつくるということも必要だと思っておりますが、現段階でそれをやるということはない。そのかわり佐渡病院のあそこのところでロータリーをつくろうという形で今佐渡病院のほうに話をして、その方向で進んでいるということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

日程第2 佐渡空港・小木航路特別委員会の中間報告

○議長（祝 優雄君） 日程第2、佐渡空港・小木航路特別委員会より小木・直江津航路に対する支援の件について、会議規則第45条第2項の規定により中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許します。

佐渡空港・小木航路特別委員長、佐藤孝君。

〔佐渡空港・小木航路特別委員長 佐藤 孝君登壇〕

○佐渡空港・小木航路特別委員長（佐藤 孝君） 中間報告書。本委員会において調査中の事件について、会議規則第45条第2項の規定により次のとおり中間報告をする。

小木・直江津航路に対する支援について。1、経緯。小木・直江津航路に対する支援は、平成23年6月以来、佐渡航路確保維持改善協議会において鋭意協議されていたが、本年5月、新潟県は突如として支援対象を初期投資から航路損益の赤字補填へと転換し、県議会6月定例会で債務負担行為を議決した。新潟

県の動向を踏まえて、上越市では当初の支援スキームにおいて佐渡市と負担する額12億円の30%（3億6,000万円）であった負担率を21.7%（2億6,040万円）に変更する方針を表明した。一方、佐渡市長は議会に対し特別委員会の設置を要請し、本年6月28日、佐渡市議会第3回定例会において本委員会は発足した。本委員会は、佐渡汽船株式会社から要請されている中型高速カーフェリーの建造費に対する支援について市に対し一定の方向性を指し示すことを喫緊の課題として確認し、直ちに審査を開始した。経緯の詳細は別紙1のとおりであります。

2、審査の概況。6月28日、本委員会が発足をいたしました。7月17日、第1回委員会を開催し、執行部から経緯報告を受け、次回委員会に佐渡汽船株式会社から関係者を参考人招致し、新造船の船種等について聴取することを確認した。8月28日、第2回委員会において佐渡汽船株式会社から参考人を招致し、新造船に関する事情聴取を実施した。参考人招致の詳細は別紙2のとおりであります。9月6日、第3回委員会を開き、佐渡市長から支援方針に対する考え方を聴取し、9月9日、第4回委員会におきまして中間報告案を確認しました。

3、本委員会の認識。小木・直江津航路は、佐渡島民にとってかけがえのない生活航路であって、そのことは両津・新潟航路とともに海上国道に指定されていることから明白であるが、当該旅客数は佐渡観光の衰退とともに凋落の一途をたどり続け、現在では最盛期の平成3年の3分の1（約18万人）にまで減少している。また、これに伴う慢性的な赤字は佐渡汽船株式会社の経営を圧迫し、近年分社化等の風聞が絶えることはなかった。したがって、佐渡島民は同航路の運航体制の改革を熱望しており、今回の「中型高速カーフェリーの2往復体制案」によって変則ダイヤが解消され収支の改善も見込めるのであれば一定のニーズは満たしていると言える。しかし、本委員会としては黒字経営を続行している上場企業に対して公的支援を実施する以上、市民に対する説明責任の観点から支援及び支援額に関する明快な根拠が絶対不可欠であると思料する。このことについては、佐渡航路確保維持改善協議会という半公的機関において、新潟県から「造船費に係る自治体支援が生じるものの、現行の利用促進支援が今後解消される」と説明され、負担割合まで提示されている以上、本委員会は当該見解を支持する。よって、本委員会としては小木・直江津航路に対する支援については、佐渡市は本年3月25日に佐渡航路確保維持改善協議会において新潟県が示した負担割合を厳守し、新造船建造費の14%を支援することを妥当とするものとする。なお、当該負担割合については、佐渡汽船株式会社より9月9日付の文書において「60億円を超える場合につきましては、その差額の負担を佐渡市に求めることはございません」等と明言されていることを申し添えておく。また、本委員会としては、今回の支援において佐渡市及び上越市が負担した相当額を減価償却資産の耐用年数15年にわたり航路運賃の低廉化に充当するよう強く要望する。最後に、新潟県が当初の支援方針を一方向的に転換し、佐渡市、上越市及び佐渡汽船株式会社の3者を混乱の中に放置した責任は極めて重大である。新潟県に対し、速やかに佐渡航路確保維持改善協議会を開催し、誠意ある説明をされるよう強く求める。

以上、報告を終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で佐渡空港・小木航路特別委員会の中間報告を終了をいたします。

○議長（祝 優雄君） 本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、あさって19日木曜日午前10時から追加議案の上程等を行います。
本日はこれにて散会します。

午後 5時14分 散会